

日本司法支援センター東松島出張所飛嶋主幹

○ 法テラス東松島出張所の飛嶋でございます。よろしくお願ひいたします。

東松島出張所は、被災者支援のための臨時出張所です。平成23年10月の南三陸、同年12月の山元に続いて、平成24年の2月に開所した、法テラス3番目の臨時出張所で、今年で3年目に入っております。

被災者支援活動の内容について、特に4点について、別添資料に従って説明します。

1つ目は、震災特例法施行前後の相談受付業務です。出張所の開業が平成24年2月で、特例法施行が同年4月でしたので、その間の2か月間ほどは、資力要件確認のために、「家族構成はどうですか。月収はどの程度ですか。預貯金はどの程度ですか。」と確認したわけです。非常に辛い作業でした。4月に特例法が施行され、職員としても精神的に楽というか、辛い作業から解放されました。それまでの2か月間は、こちらとしても接遇には非常に気をつかいました。特例法は災害救助法適用地域にそのまま適用されましたので、その地域に居住していたかどうかを確認すればよく、利用者の負担も減る、職員の負担も減るということで、非常によい取組だったと思います。

2つの臨時出張所の特徴、については5点ほど書いております。

1点目として、相談業務についてです。出張所では、弁護士等による法律相談のほか、7分野の専門家相談を実施しています。これは消費者庁の専門家派遣事業スキームを利用したもので、事業主体は東松島市になっています。また、今年4月からは、内閣府の専門家派遣事業のスキームを利用して女性の悩みごと相談を始めました。被災地では特に女性が苦労している状況がございます。

2点目ですが、私どもの相談は出張所事務所での相談が主になっていますが、仮設住宅への巡回相談も実施しています。仮設住宅については東松島市内に大小合わせて30以上、大きなところは300世帯のところもあります。これら仮設住宅の集会所をお借りして、そこにアウトリーチして相談会を行っています。ひと月に3回以上の相談会を行っており、平成26年3月までに46回、263件という実績がございます。仮設住宅にお住まいの方だけでなく、近隣の方、隣接市町村の方らも相談にいらっしゃいます。これからも仮設住宅での相談は継続して行ってまいりたいと思います。

3点目は相談車両のことです。相談を受けたいが交通が不便である、高齢者でどうしても来れない方については、相談車両の中で相談、ご自宅にお邪魔してそちらで相談、あるいは場所を移して公民館での相談といった形で相談を承っています。相談者の方は精神的に負担がありますので、「法テラス」という表示には抵抗がある方もいます。その時には相談車両に貼ってあるステッカーを外してうかがうようにしています。

4点目はワンストップサービスです。相談に来られる方は、相談の内容は1つではありません。相続の関係で相談に来られる方は、その後に税金のことも相談したいという方がいて、時間をずらして税理士さんと相談してもらう。建築の関係では、履行期を過ぎて、契約どおりになっていないという相談があって、建築士の方に工事過程などについてまずアドバイスしてもらってから弁護士相談をする。そのような時間差で利用してもらっています。今問題になっているのは、法律相談以外に一般生活や福祉面でのケアの面があります。物忘れがひどいとか、お酒飲みすぎて困るとか、その際には社会福

祉士の方に相談をしていただいて交通整理をしてもらってから、後日弁護士相談につなぐというようなことをしています。

5点目は休日法律相談です。被災者の方は、平日は仕事に追われていてどうしても相談できないという方がいます。平成24年2月に開業して以来、「休日に相談できないか。」という声があり、仙台弁護士会のご協力の下に、6月から月に土曜日1回、日曜日1回の休日相談を始めました。これは1日に7件しかできませんが、ほとんど100%枠が埋まっている状況です。

大きな取組の3つ目は、法テラスの認知度向上のための取組です。被災地出張所の相談件数の増減については広報の取組に連動すると感じています。地道な取組としては、仮設住宅での相談会の2週間前にチラシをポスティングしています。ただポスティングするだけではなくて、声掛けをしています。こういうことで、眠っている相談の掘り起こしが可能になる状況を作っています。

出張所における広報の取組の工夫として、1点目は、民生委員や児童相談員など支援者に案内をしていることがあげられます。行政区長会にも案内します。前回掲示板に業務チラシの掲示をラミネート加工したものを張っていただいたのですが、今年度から女性相談が始まりましたので、区長さんに改めて貼り替えをお願いしました。皆さん協力的で1区画で3枚下さいとか、そのような嬉しい声を聞いています。民生委員、児童委員については19か所で説明してご理解をいただいている。

2点目は行政への周知です、毎年最低一回広報紙への掲載をお願いしています。東松島市さんには毎月掲載していただいている。ハローワーク、警察、裁判所などにも休日相談のチラシを持って行ってご協力ををお願いしています。

3点目は地元メディアを利用した周知です。非常に効果的だと思います。石巻かほくやFMラジオがございます。想定問答集の範囲内での情報提供になりますが、仮設住宅のさんは相当聞いているようです。週末の相談会の場所など、皆さん注目して聞いています。

大きな取組みの4つ目の利用者の声ですが、「利用料金が無料で助かる。」という声をお聞きします。「精神的に軽くなった。」「アドバイスいただいたとおりに解決できてよかったです。」「わざわざ出張所までお越しいただいて。」とお礼を言われる方、後で電話でお礼を言われる方もいらっしゃいます。「また何かあつたら相談したい。」「法テラス号でわざわざ来てくださいありがとうございます。」という声もあります。その一方で、「事務所の開所をもっと早くしてほしかった。」「1件3回という縛りをなくしてほしい。」という不満を述べる方もいらっしゃいます。最近は出張所の存続期間が3年ということを確認される方もいます。「来年の3月までですよ。」と申し上げますと、「まだ落ち着かないのに。相談したいことがいっぱいあるのに。」という声が出てきました。

- 同一相談3回についての利用者の声があるということですが、3回で解決しない方の割合、複数案件相談される方の割合を教えていただけますか。
- ほとんど無料の範囲で収まる、その範囲内で解決すると思っています。同じ人が複数回利用ということはほとんどないと考えていいと思います。東松島出張所は3年目に入っていますが、そういう事態はありません。
- 震災に関する相談というのは、法的な情報が提供されることで充たされるものが少な

くなく、そのため代理援助に進まないとの認識があるのですが、この点、主幹のご認識はいかがでしょうか。

- 相談の中には訴訟に進むような案件ではなく、法的な情報をお伝えすることで満足が得られるような場合もあると思います。一例ですが、二重ローン関係のご相談について私的整理ガイドラインをご紹介することで納得が得られるような場合もあります。
- 平成24年2月に出張所ができてから同年4月に特例法が施行されるまでの間、資力要件があつたために相談をあきらめた方がどの程度いたか教えていただきたいと思います。
- 資力要件を充たさなかつた方については、当時、実施していた弁護士会の無料法律相談にまわすことが多かったと思います。当出張所は仙台弁護士会東松島相談センターを兼ねていますので、1回だけは無料で弁護士会の相談は受けられます。その間の統計については、仙台弁護士会の相談表をご覧いただければ把握できると思います。

法テラス東松島からの報告

(26.4.25飛嶋)

東日本大震災の被災者支援のための当出張所は、東日本大震災の翌年である24年2月に開設され、3年目に入っている。

当出張所の被災者支援活動として、特に次の点を述べたい。

1 被災地出張所の震災特例法施行前後の相談受付業務

当出張所では、開所時期と震災特例法（被災者であれば資力を問わず法律相談サービスを提供可）の施行時期の関係から2か月ほどの間、法律相談の受付に当たっては、民事法律扶助の扱いとなるため、収入や預貯金といった資力要件を確認する必要があった。

この資力要件の確認については、大多数の利用者から、両親が亡くなつた、子供が亡くなつた、この非常時にどうしてこんな確認するのかなどの反発を招くものであった。私たち職員は、被災者の心情等に配慮した対応を心掛けましたが、制度上の限界から資力要件を外すことはできず、大変なつらかった。

しかし、24年4月からは、震災特例法が施行された結果、法律相談の利用条件確認は、災害救助法適用地域にお住まいだったかの確認のみとなり、利用者には負担感がなく安心してご利用いただけるようになり、私たち職員の苦労も減り、迅速な被災者支援が可能となつた。

2 相談業務への取組～臨時出張所の特徴点から

(1) 7分野の専門家による無料相談及び女性の悩みごと相談の実施

当出張所では、開所以来、7分野の専門家（司法書士、税理士、建築士、土地家屋調査士、行政書士（隔週）、社会保険労務士、社会福祉士）による面談での情報提供を無料で実施している。また、本年4月からは、女性専門員による女性の悩みごと相談も実施するようになった。

これらの7分野の専門家の相談及び女性の悩みごと相談は、被災地出張所ならではのサービス体制となっている。

(2) 仮設住宅集会所などでの巡回法律相談の実施

仮設住宅集会所での法律相談は、これまで主に、中規模以上の仮設住宅を対象に、その集会所を無償で借りて、月3回以上実施してきた（平成26年3月末現在で46回263件）。この相談会は、仮設住宅住民のほか近隣住民や隣接市町村の住民にもご利用いただい

ている。今後も被災者のニーズに対応するため、継続して実施していく。

(3) 相談車両による出張相談の実施

当出張所の主な利用者は、5市11町1村と広範囲である。

例えば、相談を受けたいが、車がなく交通不便な所にお住まいの方や、高齢で外出が難しい等の理由により当出張所を訪れることができない方々に対しては、車の中で相談できる設備の車両を活用し、弁護士などが出張して、車内で、又は自宅に伺って無料の相談を実施している（平成26年3月末現在で42件）。

この点は、前記の巡回法律相談と同様にアウトリーチ活動であり、こうしたアウトリーチ活動は被災地における支援として非常に有益な手法である。

なお、車両には、法テラスのステッカーを貼っているが、磁石式で取り外しができるものとなっている。利用者の中には、法テラス利用をご近所の人に知られたくないという秘匿の希望があるため、そのようなときは磁石式のステッカーを現地到着までに外して訪問している。

(4) ワンストップサービスの実践

当出張所では、同じ日の機会に、弁護士の法律相談に他の専門家の相談も、あるいは各専門家相互の相談も行うワンストップサービスに心掛けている。

被災者の中には、法律相談以外にメンタルケア（物忘れが気になる、体調が優れない、眠れない、アルコールの量が増えた）が必要と思われる方が多くなっているところ、高齢者や精神状態が不安定で聴き取り等に時間を要する方も少なくないため、社会福祉士が相談の整理したうえで、弁護士相談に社会福祉士が同席し、社会福祉士から援助してもらうケースもある。

(5) 休日法律相談の実施

当出張所の業務は、月曜から金曜の平日であるが、被災者ご本人や家族の方から、震災により二重ローンなどの法的問題を抱えながら平日の仕事に追われ、相談に来所できないといった声も寄せられたことがあった。そこで、当出張所では、法律相談については、毎月、原則として第2土曜日と第4日曜日、各1回、休日にも法律相

談を実施している。

3 法テラス認知度向上等への取組

法テラス認知度、震災特例法等によるサービスをより多くの方に知つてもらうための取組を行っている。出張所の相談ニーズ件数の増減は、このような広報の取り組み状況と密接に関連すると実感している。例えば、巡回法律相談実施予定の仮設住宅の入居者には、当該住宅の管理組織の了解のもと、当出張所職員が自ら、声掛けしてチラシを配布している。この相談の掘り起しが相談件数に反映されていると言つても過言ではない。

(1) 支援者（民生委員児童委員・行政区長等）への業務案内・説明

各市町村別の地区の民生委員児童委員に対しては、定例会を通じて、これまでに 19か所で業務説明を実施した。また、東松島市の行政区長約 120 人及び石巻市の仮設住宅の代表者約 30 人に対しても定例会等を通じて業務説明や町内掲示板へのチラシ掲示依頼（ラミネート加工したもの）などを実施している。

(2) 隣接自治体窓口等への周知及び連携

当出張所の業務案内は、17 市町村から、毎年最低 1 回、広報誌への掲載のご協力を、また、窓口には、業務案内チラシの備付をいただいている。また、毎月、原則 2 回の休日法律相談については、実施前月末、職員が出向き、翌月の休日法律相談会チラシを市町村や裁判所等の関係機関の窓口に備え付けてもらうよう依頼をしている。

(3) 地元メディアなどを利用した周知

当所の業務案内は、地元新聞の石巻かほくの利用、FM ラジオ石巻の放送利用、石巻市広報チラシ用回覧板の利用、河北新報「生活ダイヤル」コーナーの利用をしている。また、石巻日日新聞に掲載依頼することもある。各市民センターなどの行事への参加、企業訪問も実施している。

4 利用者の声

利用者からは、利用料金は無料で助かる。相談して精神的に軽くなつた。弁護士相談の数日後、アドバイスいただいたとおりに解決できて良かった。紛争解決を弁護士に依頼する気になった。また法的トラブル等があったら出張所へ予約電話したい。遠い・不便な所に「法テラス号」で相談に来てもらい、ありがたい等の声がある。一方で、開所を早くし

て欲しかった。同一案件3回までの利用制限をなくして欲しい。と不満を述べる利用者もいる。また、出張所の設置期限を尋ね利用者もあり、期限を伝えると、えっ、まだまだ落ち着かないのにねなどと、存続を望む利用者がいる。

以上

東松島市移転対策部内海部長

- 市役所移転対策部の内海です。よろしくお願ひします。

移転対策部は、平成24年1月に開設し、支援金の申請や支給のほか、集団移転先8か所に団地を作る予定だったので、その用地買収にとりかかりました。平成24年のうちに用地買収は全て終わり、現在、宅地造成工事を行っています。今年6月には集団移転先7地区のうち5地区は宅地造成が終わって引き渡し可能となり、家が建てられるようになります。

また、現在、被災者が住んでいた土地の買い上げをやっています。今後、土地の買い上げに関して、先祖数代前の登記がそのままにされていたり、遺産分割が未了のものなどが課題として残っています。移転元地のうち60パーセントは買いあげが終わっていますが、買いやすいところから買っているため、残りの40パーセントは買いにくい場所になります。これからは課題の多い土地が残っており、今後そういう土地を買うにあたり法律専門家に相談にのってもらえば被災地の人も助かると思います。

業務の関係で、法テラスにご協力いただいていることとして、被災者の土地買い上げに関することがあります。対象となる土地に抵当権が設定されている場合、これを市が買い上げることができないので、それを取り外す必要があります。その入り口について、市では、法テラスに行くように案内しており、その上で私的整理ガイドラインのルートに乗せ、金融機関との相談を行って、抵当権を外すといった作業行程を踏んでいます。

このほか、直接、業務に関するものではないが、自治体は、住民から法的問題を持ち込まれることがある。しかし、自治体の業務に関連しない、例えば離婚問題などの相談をされても対応することができないので、そのような場合に法テラスを案内することで、住民対応から解放されるのはありがたいです。

復旧・復興は道半ばです。現在1700世帯が応急仮設住宅に住んでおり、みなし仮設、すなわちアパートを借りている人が1000世帯、合計2700世帯が仮設に入っています。復興交付金についても、27年度までの5年間で終了することとされていますが、集団移転先（高台移転）も造成中であり、最終的な引渡しが平成29年1月までかかる見込みであることもあって、現在、平成30年ころまでの復興交付金の延長措置を求めているところです。

石巻、女川は被害が大きかった地域であり、ここ（東松島）に法テラスをもってきてもらったことに感謝申し上げるが、復旧・復興が完了するまで、現在の相談体制を維持していただくことを希望します。

- 集団移転先の用地買い上げは24年に終了したことだが、東松島市の場合は相続登記未了の土地などの問題はなかったのですか。1000名近くの方が亡くなつたとのことだったが、その人たちが登記名義人となっている土地もなかつたのですか。
- 何れも、皆無に近かつたので、スムーズに買い上げができました。
- 集団移転先の土地について、移転した被災者が所有権を取得することから、その価値も勘案し、金融機関は抵当権を外すことについての承諾書を出すという理解でよろしいでしょうか。
- 東松島市の場合、集団移転地は30年間無償で貸し出すとのスキームをとっているの

で、被災者が所有権を取得するものではない。

- 震災特例法が平成27年3月に失効するが、このことについて地元ではどうとらえられているのか聞かせてください。
- 未だ仮設住宅で窮状にある被災者が多数います。これまで被災者ならだれでも法律相談を受けられていたのに、一定の収入がある人は法テラスで相談を受けられなくなるというのは、困る部分があるので、自治体としては無料でやってほしいという思いがあります。集団移転・個別移転できた人は自活できるが、資力がないその他の理由で集団移転等どうしていいか分からず人たちが残ると思うので、そういう人たちのためにも法テラスにもう少しお願いしたいという思いがあります。
- 東松島仮設1700、みなし仮設1000世帯について、地理的な分布内訳と、みなしに対しての支援はどういう形でやっているかを聞かせてください。
- 県内に9割いるが県外にも1割います。みなし仮設に入っている人の声はなかなか聞こえてこないので、広報と手紙を送って意向調査をしていますが、返事が返ってこない人が50～60件あります。再建方法が分からないという人もいます。

東松島市佐藤法務専門監

○ 法テラスから東松島市に出向派遣されている法務専門監の佐藤です。よろしくお願ひします。私の経歴、職務内容については、別添の資料のとおりですので割愛させていただきます。

業務の中で感じていることをお話させていただきます。平成25年4月1日から赴任して、一番悩ましいのは、住民の法的問題は自治体に集まる傾向があり、私のような立場の者はその相談に対応することもできるのに、一方で公務員としての公正・公平を重んじる必要があり、一定の制約の中で対応せざるを得ないことです。

具体例をあげます。住民が消費者トラブルに陥り、消費者センター窓口に相談し、相談員が相談を受けるといったことがありました。ここで弁護士名の書面を業者に出せれば有効だと思われました。しかし、一方的に住民の立場に立ち、私の名前で書面を出すことは公正・公平の観点から問題があるとの判断からそのような対応ができませんでした。そのような場合、法律専門家の関与が必要であり、その窓口として法テラス東松島の役割は大きいし、実際に事件に対応する地元の法律専門家の役割が大きいと感じています。

震災特例法の延長について、私の立場から意見申し上げます。私は、特例法のメリットについて、専門家に繋ぎやすいスキームであることがあげられると考えています。自治体に集まった住民の法的問題を市だけで解決するのは無理で、専門家に繋ぐ必要がありますが、その援助にかかる制度がシンプルなものだと住民が安心してそちらのスキームに移行してくれます。自治体の方から、住民に、「それは民事の紛争だから弁護士に相談に行ったらどうか。」などと勧めることになりますが、「資力要件があるので、援助が受けられるかどうか行ってみないとわからない。」などというとちゅうちょして行くのをやめる人も出てきます。また、ほぼ全ての案件について、「どれだけ金がかかるのか。」という話になるのですが、「資力のありなしによって異なる。」などというと、やはり予測がつかないということできゅうちょして行くのをやめる人も出てきます。その点、資力要件がないと、つなぎやすくちゅうちょする人も減ると思います。このような観点から私は特例法を続けてほしいと思っています。

● これから特例法を利用して法律相談を受ける市民ニーズはどういうところにあると考えていますか。震災後3年経ち、すでに通常の生活を営めている方についても、被災地域に住んでいるとの一事で特例法の恩恵を受けることができるわけだが、今後、特例法の射程範囲や延長に必要な期間等について考えはありますか。

○ 延長の期間を一義的に申し上げるのは難しいが、去年の4月に着任した際には、登記や相続の問題は落ち着いてきているとの感覚でしたが、実際は全く違いました。今でもこれらの問題は継続的に発生しており、少なくとも、私の任期中に法的問題がなくなるような状況ではないと思っています。また、消費者トラブルや住民トラブル、家族関係、福祉の関係で受ける問題も多く発生しており、問題の質は変わつてきているが量的には変わらない状況が続いている。

- 消費者トラブル、離婚トラブルは全国どこでもあると思うのですが、被災についてこれを特例法で対処する必要があるのはどうしてと考えていますか。
- 復興・復旧に関する支援金を巡るトラブルが多くなっています。振り込め詐欺についても、復興に関する金を狙ったものもあり、被災者が落ち着くまでは無料相談は必要であり、その点で他の地域との違いがあると思っています。
- 集団移転の関係で、抵当権を外すなどの登記問題等が続くと思う根拠について教えてください。
- 私は、現在、個々の市職員から相談を受ける立場にありますが、不動産や相続関係の担当者からの相談は途切れることはありません。住民からの土地の買上げをして行っている用地対策課について確認すると、平成25年4月から8月まで22件の相談がありました。今はもっと多くなっております。

日々の生活に追われていた被災者が、生活が落ち着いてきて、初めて相続や抵当権抹消の相談が出てくるものであり、ニーズはこれからという感覚です。時の経過によって内容と質は変わってくるし、まだまだ相談は出てくると思っています。このような観点からも特例法の継続が必要と思われます。

東松島市特定任期付職員（弁護士）としての職務概況

平成26年5月7日
総務部総務課法務専門監 佐藤 隆信

1 経歴

平成21年11月 司法修習生（修習地：千葉）
平成22年12月 弁護士登録
平成23年 1月 日本司法支援センター福島地方事務所
平成24年 3月 日本司法支援センター佐渡地域事務所
平成25年 4月 東松島市（特定任期付職員。任期2年。）

2 現在の主な職務内容

(1) 職員の業務執行上における法律的解釈等への助言

平成25年度の相談件数：624件

総務課、行政経営課、福祉課、生活再建支援課からの相談案件が多い。

(2) 訴訟・不服申立てへの対応

期日・打合せへの同席。

法令・事実関係調査。

(3) その他（例規整備等への助言、研修講義の実施等）

個人情報保護条例の改正。

債権管理、法令遵守に関する研修講義の実施。

3 業務の中で感じていること

(1) 情報提供の限界と地元の法専門家の役割

公務員における公平・公正の確保の要請に伴う限界。

個別の問題については、地元の法専門家の関与が不可欠。

いくつかの具体例。

(2) 被災者支援制度のありかたについて

震災からの期間経過に伴うニーズの変化

震災特例法によるメリットを感じる場面

4 その他

以上

矢本運動公園野球場応急仮設住宅 小野自治会長

○ 私は、ご紹介の自治会長としての立場、被災者としての立場、7か所の集団移転地のまちづくり協議会会長としての立場を持っています。この3つの立場からご説明します。

まず、自治会長としての立場からお話しします。震災後仮設住宅に入り自治会長を引き受けました。自治会長として住民を守るために、東松島市に支援すべき住民がどこにいるかなどの情報の提供を求めたのですが、個人情報にあたるので渡せないといわれました。大震災後、余震もありました。再び津波警報が出たときに、どのように住民を守るのか行政から全く示されませんでした。毎年6月に避難訓練を実施して、自治体にその報告書をあげていますが、歩けない人がどこにいるのかも、そのような人が避難できているのかも把握できないのに、報告書を上げただけで避難訓練が成功したと言えるのか、こういう問題が自治会長としての悩みの一つです。

次に、被災者としての立場からお話しします。実は、私も自宅に関する法的問題を抱えています。私は、5年余り前に自宅を建てました。土地は私の名義で銀行からの借り入れで抵当権がついています。建物は銀行から息子の名義で借り入れを起こし、息子の名義で建てました。津波被害により自宅は損壊しました。地震保険がおりたときに取扱銀行は自分のところの債権を先に回収したいのでその分は先に払ってくださいと言われ、言われるままにそれを払ったのですが、地震保険が半額しか出なかつたため、今でも借金が残っています。これが今問題になっています。

法テラスの法律相談を受けて、その弁護士から私的整理をやつたらどうかとアドバイスを受けたことから、今は弁護士にお願いして手続きを進めています。ただ、その際、私的整理ガイドラインの弁護士から、地震保険を銀行に払ったのは間違いだったなどと言われました。しかし、地震保険がおり、これを銀行に払う旨言わされたときには、法テラス東松島も被災者であれば無料で法律相談を受けられる制度（震災特例法）もなく、弁護士に相談することができませんでした。私は、今、自己破産するかどうかの瀬戸際にいるのですが、こういう状況になる前にもっと早く法テラスでできていた、弁護士に法律相談ができていればと思っています。

また、私の叔父と叔母が震災で亡くなつたのですが、息子の一人はアメリカで住所不明であったことから、その財産（預金通帳）について私が不在者管理人になる必要がありました。これも非常に難しい手続でしたが、こういう非常事態にも平時の法律どおりやることを求められ、疑問に思いました。

次に、まちづくり協議会会長としての立場からお話しします。私は、7か所の中で一番大きいところの会長をしています。これから家を建てる人のうち、前の家に抵当権がついている方が相当いると聞いていますが、それも個人情報なので正確なところは私には分かりません。集団移転先の造成工事が完成するのが平成28年であり、それから家を立てることから平成29年でないと完成しないのに、国の震災交付金は平成27年で終わりとされており、国は被災者に寄り添った制度作りをしているのか疑問に思います。まちづくり協議会事務局はNPOが担っていますが、事務局に対する国からの補助・助成金は従前の半分から3分の1くらいに減っています。そういう中で、これから2年もかかる造成工事の期間を乗り切つていかなければならず、これからがむしろ大変です。

造成工事が終わり、移転が完了し、580世帯が全部そろったときが本当の復興の始まりであり、そこから4～5年かかるってコミュニティができて初めて完成になると思うのですが、復興庁はそこまでどうして面倒みてくれないのかと思います。

- 法テラスがすぐできてくれるという話でしたが、いつできていれば間に合ったとお考えですか。
- 地震保険がおり、銀行に支払いをしたのが震災の6か月後ころでした。震災後3か月は国の方から対処方法が何も示されず、その後、銀行から示された期限まで考える時間は3か月くらいしかありませんでした。その3か月の間に法テラスに相談できていればよかったです。
- 仮設の中で法的問題か抱えている人は法テラスに行ってますか。
- 悩んでいる人はいて、そのような人に対しては、「法テラスに相談に行った方がいい。」と、私の方では言っています。そのような話はよくあります。
- 法テラスが知れ渡っていないので、相談に行っていない人がいるということですか。
- 住民の目があり行きづらいというのがあると思います。
- 法テラスは、個人の相談は受けられるが、まちづくり協議会などの団体の相談は受けられないことになっていますが、団体でも弁護士に相談したいということがありますか。
- 今までそのようなことはありません。そのようなことにならないよう、行政から適切なアドバイスをもらいながら進めています。

仙台弁護士会 阿部弁護士

○ 仙台弁護士会紛争解決センターは、平成18年に設立しました。簡単に言うと、弁護士が仲裁人となって民事解決の仲裁を行うセンターです。毎年100件前後の申立てがありますが、これとは別に震災後、震災ADRを立ち上げました。

震災後の平成23年3月22日から震災電話相談を始めました。フリーダイヤルを設置し、最初は4回線だったのがパンクして6回線、8回線と増やし、日中から夜間へと時間も増やしました。後に、法テラスの情報提供業務と整理してこれを実施することになり、これに関する費用の拠出を受けています。

また、被災地に出向いての面接相談も実施しました。最初は法情報を提供すれば解決というものが相当数ありました。法情報提供というのは、例えば、「賃貸借は建物が滅失すれば契約終了です。」といったものです。しかし、具体的な事案としては、賃貸人からすれば滅失したという建物についても、賃借人からはまだ使えるという場合があります。あるいは相隣関係について、例えば、「ブロック塀が倒れ隣家に損害を与えた場合、不可抗力であれば損害賠償義務なし、過失があれば損害賠償義務あり。」と法情報を提供したとしても、損害を及ぼした方と受けた方で不可抗力かどうかの考え方方が違うなど、法情報提供では解決しない紛争があります。そのような事案が多発したことから、これは弁護士が紛争解決を行うべき機運があるということになり、震災ADRを立ち上げました。

震災ADRは、平成23年4月20日に立ち上げました。すぐに作ったことがよかったです。無料で申立てを受け付けたこととしたのですが、このグラフ【スライド15】からも分かることおり、立ち上げ当初に圧倒的に相談件数多いことが分かります。震災が起り、紛争が起きたところで公平妥当な解決をすることにニーズがあったということで、早く作ったメリットがありました。相談数、申立件数は、徐々に減っているものの、今に至るまで、なだらかに申立件数がまだあることが分かると思います。

申立て事件累計はこの表のとおりです【スライド16】。賃貸借、相隣関係がやはり申立件数として多くなっています。【スライド17】応諾率というのは、申立に対して相手方が応じてきた割合です。8割は応諾して話し合いのテーブルについており、そのうち6割は解決しています。約半分は和解解決に導けるということですが、逆に、残る半分は解決せず、調停や訴訟に移行するわけです。この点で、代理援助の要請はまだまだあると思います。解決期間については、77日位となっています。解決金【スライド21】は、少ない額が多いです。弁護士に委任するほどではないが解決したいというニーズを拾った結果だろうと思います。

通常のADRだと当事者のどちらかに代理人が付くことが相対的に多いのですが、震災ADRは4分の1超ぐらいとなっています。だからといって弁護士代理人がいらないということではありません。少額でも専門家の援助が必要な場合があります。

期日の開催地はほぼ仙台市でした。東松島は2件にとどまっています。地元で紛争解決するというニーズはあまりなかったのかもしれないなど今は思っています。人に見られるぐらいなら仙台まで行くということかもしれません。時期の問題もあると思います。交通が断絶していた早い時期なら現地でということもあったかもしれません。

東松島であったケースを紹介します【スライド 25】。申立人も相手方も津波で亡くなつた方の遺族でした。コンビニ従業員死亡について「慰靈のための相当な措置」を求めるというケースです。訴訟であれば、安全配慮義務違反について法的な構成を要するとか、慰靈の方法について特定がいるとかいう問題になったかもしれません、ADRであるがゆえに、柔軟な解決ができたケースです。申し立てた遺族からするとなぜ自分の子はみすみす職場で死ななければならなかつたのかという気持ちがあり、そのことについてADRでお互い考えましょうよということです。看取りをADRでやつたという感じで、和解が成立しました。

震災ADRが活用された要因は6つあると思います。1つ目は、簡易・迅速な申立ての仕組みを作ったことです。申立サポート弁護士制度と呼んでいますが、FAXなどで連絡すると電話で弁護士が事情を聴き、申立書を書いてくれます【スライド 40】。この弁護士は聞き取りのみで仲裁人にはなりません。中立性確保のためです。2つ目は低廉性です。成立時手数料通常のADRの半額にしました【スライド 42】。3つ目は迅速・機動力・現場主義です。専門家が素早く現地に出向いて、判断することにより当事者を前に進ませることができます。4つ目は弁護士の紛争解決力です。弁護士の民事紛争の解決の力をフルにいかすことができたと思います。5つ目は少額事件にも対応したことです。6つめは相手方も被災者という視点です。双方ともストレスを抱えており、それを軽減したい。和解解決は相手方の立場にも配慮しなければなりませんから、互いの立場を思いやれる状況を作つた。それが紛争解決に繋がつたと思います。

課題としては、沿岸部からの申立てが少なかつたことです。沿岸部の被災が重大なので、沢山の申立てが来るのではと思っていましたが、実際は少なかつた。なぜかということは分析しきれていません。

震災ADRは、赤字覚悟で開始しましたが、やはり赤字でした【スライド 60】。日弁連からの義捐金などで賄いましたが、法テラスからの財政援助があればいいと思います。

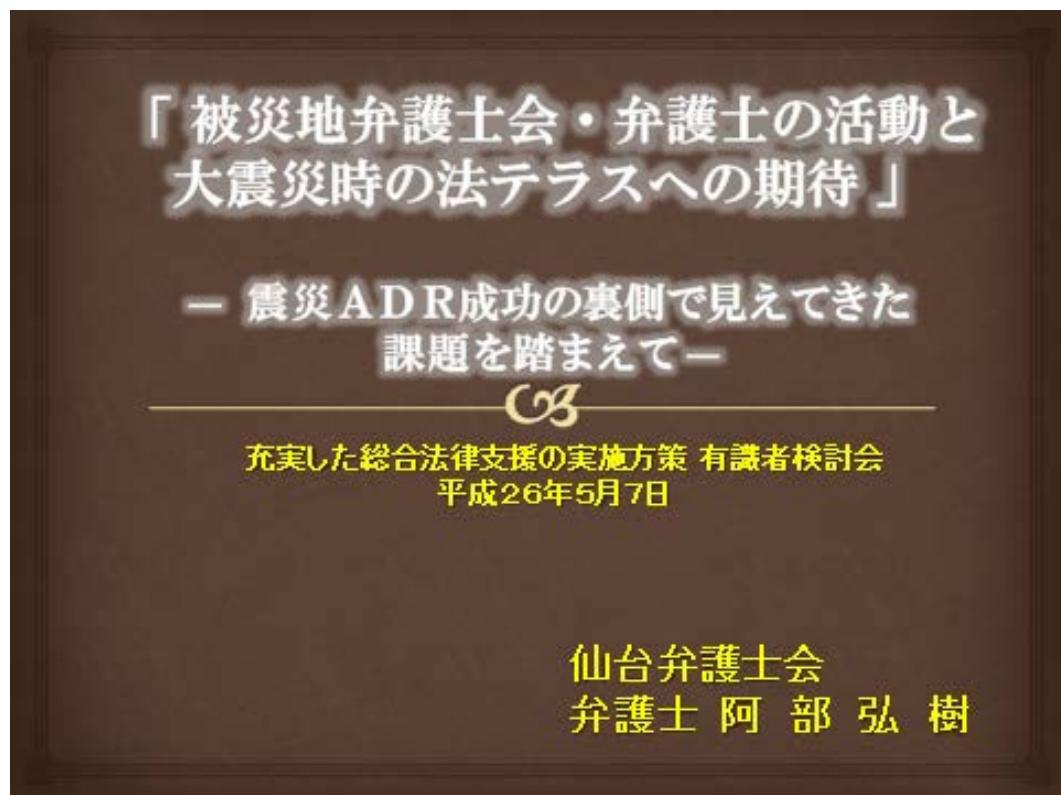
- 仙台弁護士会は、当初、法テラスを活用しない対応だったと思いますが、それは資力要件の確認が必要というところが原因だったのでしょうか。東京でも各地に避難所ができ、弁護士が行きましたが、資力要件の関係で相談カードへの記入が難しいという問題がありました。自分たちは独自の様式を作るなどして対応しましたが、仙台会ではどのように対応しましたか。
- GWくらいまでは、全国各地から弁護士が応援に来てくれていましたが、その際は、資力要件ありのカードを記入していたと思います。ただ、運用面では、ざつとしたところだけ聞いてメモして資力要件を確認したという記憶です。大規模災害における避難所などの法律相談について、資力要件確認は非現実的というのが99%の弁護士の認識かと思います。

【スライド 10】は、まさに避難所での法律相談の場面ですが、ここからも分かるように、平成23年4月、5月は、混乱していた時期で、スーツを着て行くこと自体がトラブルになる、被災者の心情を傷つけるといった状況でした。このような状況で、あなたなら資力要件を聞けますかということです。このような状況で、向かいに座る人に年収いくらですかと聞き、要件を充たしていなかつたらお断りすることができるか、といったことです。

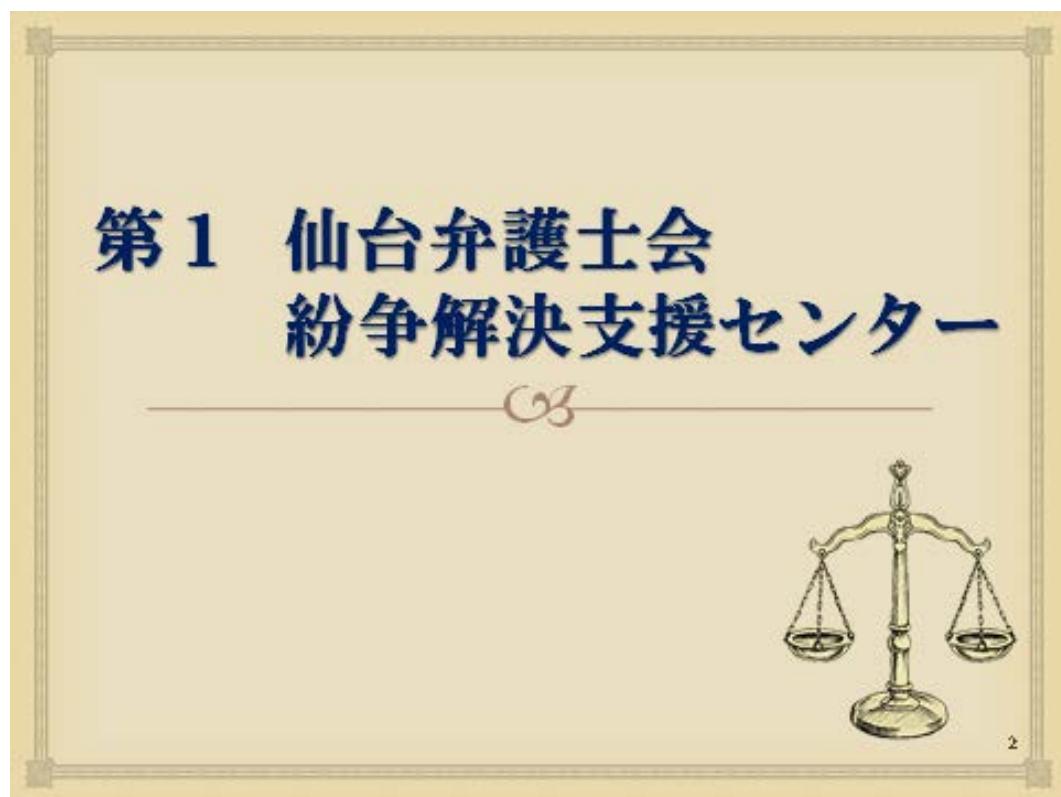
- 専門家の仲裁人に依頼する費用はボランティアなのでしょうか。
- ボランティアではありません。専門家には1回1万円支払いました。赤字の項目の一つとなっています。日弁連・仙台弁護士会の義捐金でまかないました。成立手数料については解決金10万円だと4200円などとなっていて、当事者折半で実費を貰っています。それで足りない部分が赤字になっています。
- ADRの実施主体としては、弁護士会のほか法テラスも考えられますが、それについてメリット・デメリットはどのように考えますか。
- 私見ですが、ADRは自由であり、自由だからこそいろいろできると思っています。実施主体を法テラスにするとそうはいかないのではないかと思います。たとえば、今彼が元彼に対して彼女の写真の廃棄を請求するという申立てもありますが、それを法テラスで扱えるかというと難しいように思います。紛争自体がストレスになるので、その解決のためなら弁護士は喜んでやりますから、弁護士会や弁護士は紛争の内容で制限することはありません。民事紛争解決のプロとして、なぜこの人はこう考えるのか、なぜそんな見方をするのだろう、などアドバイスができると思います。
- 仲裁人となる弁護士は一人でしょうか。
- 99%の事件は一人です。難しい事件なら3人まで増やせます。また、仲裁人以外に仲裁人補助者という制度を作りました。仲裁人の資格は弁護士経験6年以上としていますが、弁護士経験5年未満でも補助者にはなれるので、一緒に解決に当たることができます。
- 私も東弁でADRの仲裁委員を務めていますが、80%というのはきわめて応諾率が高いです。これは、相手方の手数料を無料化しているためではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- 相手方手数料について、仙台、福島以外は相手方手数料をとるのが普通だと思います。仙台の制度は応諾時の手数料のみですが、これをなくすだけで劇的変化ということはないように思います。
- 申立サポート弁護士制度というのは仙台弁護士会のオリジナルなのでしょうか。当事者にとっては書類を書くこと自体がハードルなので、一つのモデルを作ってくれたのかなと思います。申立書の作成手数料を援助をするということも考えてよいかもしれません。
- オリジナルです。
- 沿岸部の利用が少ないという点については、弁護士にアクセスすること自体のハードルがあったかとも思いますが、出張所とか、自治体と震災ADRをつなぐための工夫があればよかったのかとも思いますが、いかがでしょうか。
- 努力不足もあると思います。この点について、マスコミの方と話したことがあるのですが、「この辺の人たちは、問題を抱えていること自体を表に出さないんです。」と言っていました。京大の山田文教授と話したときには、「災害は紛争も根こそぎ持っていくのでは。」という話も出ました。いろいろ仮説を立てているところであり、将来的な課題と考えています。
- 弁護士会ADRで法テラスの被災地出張所から紹介された案件などの統計はあるでしょうか。

- 統計はないが、法律相談前置なので、なんらかの相談は必ず受けてからADRにきています。少なからず法テラス経由で来ていると思います。
- ADRが不調に終わった場合、訴訟に移行する場合があつて、代理援助のニーズがあるとのお話でしたが、そのようなご経験、ご知見があるのでしょうか。
- 津波被災で損害賠償を求めたが相手方が応じず訴訟になったというケースや、契約関係が難しいものなどが訴訟になっています。たとえば、車の修理のため車を業者に預けていたが、被災して流されてしまった。修理に出さなければ被災しなかつたのに。というケースで、話が付かず、裁判にということもありました。
- 法テラス震災特例法が来年3月に失効しますが、このことについて担い手としての仙台弁護士会の意見があれば教えてください。また、将来起こりうる災害に対応するための法的制度を考える必要あるかという点も検討しています。この点についても、仙台弁護士会の意見があれば教えてください。
- 現時点で仙台弁護士会の意見の取りまとめがされているとは承知していません。私見としては、震災法律相談援助については延長されるべきものと考えます。今後、災害が起きた時にすぐ発動できる法テラスの特例措置は絶対必要と考えています。
- 特例措置について、具体的にはどういうことが即座にできるといいとお考えですか。
- 被災地における全ての被災者の法律相談無料化、代理援助の要件を緩やかにする。それが個々に立法するのではなく、政令委任をしておくとか、そういうことはあってもいいと思います。

【スライド1】



【スライド2】



【スライド3】



3

仙台弁護士会紛争解決支援センターは、平成18年4月に開設した。同センターでは民事紛争一般を取り扱い、仙台弁護士会所属の弁護士（弁護士会経験5年超の者で常議員会の承認を得た弁護士が名簿登載されている。）が仲裁人となり、民事紛争の和解解決に当たっている。平成18年度（4月～3月）から平成25年度までの、和解あっせん申立件数は、スライドのとおりであり、概ね年間100件前後で推移している。弁護士会ADRの中でも活発な活動をしていると評価できる申立件数である。

【スライド4】

◆ADRパンフレット(表)

仙台弁護士会 紛争解決支援センター
TEL 022-223-1005
受付時間 午前10時～午後4時

仙台弁護士会 紛争解決支援センター (弁護士会ADR)

弁護士による
契約 円満 スピーディー
トラブル解決

法律相談センター

仙台弁護士会 法律相談センター
TEL 022-223-2383 (平日) 022-223-7811 (土日)
仙台弁護士会 遠川法律相談センター
TEL 0229-22-4611 ~ 022-223-2383
仙台弁護士会 麻糸法律相談センター
TEL 0220-52-2348 ~ 022-223-2383
仙台弁護士会 甫南法律相談センター
TEL 0224-52-5898 ~ 022-223-2383
仙台弁護士会 石巻法律相談センター
TEL 0225-23-5451 ~ 022-223-2383
仙台弁護士会 蒲生沼法律相談センター
TEL 0226-22-6222 ~ 022-223-2383

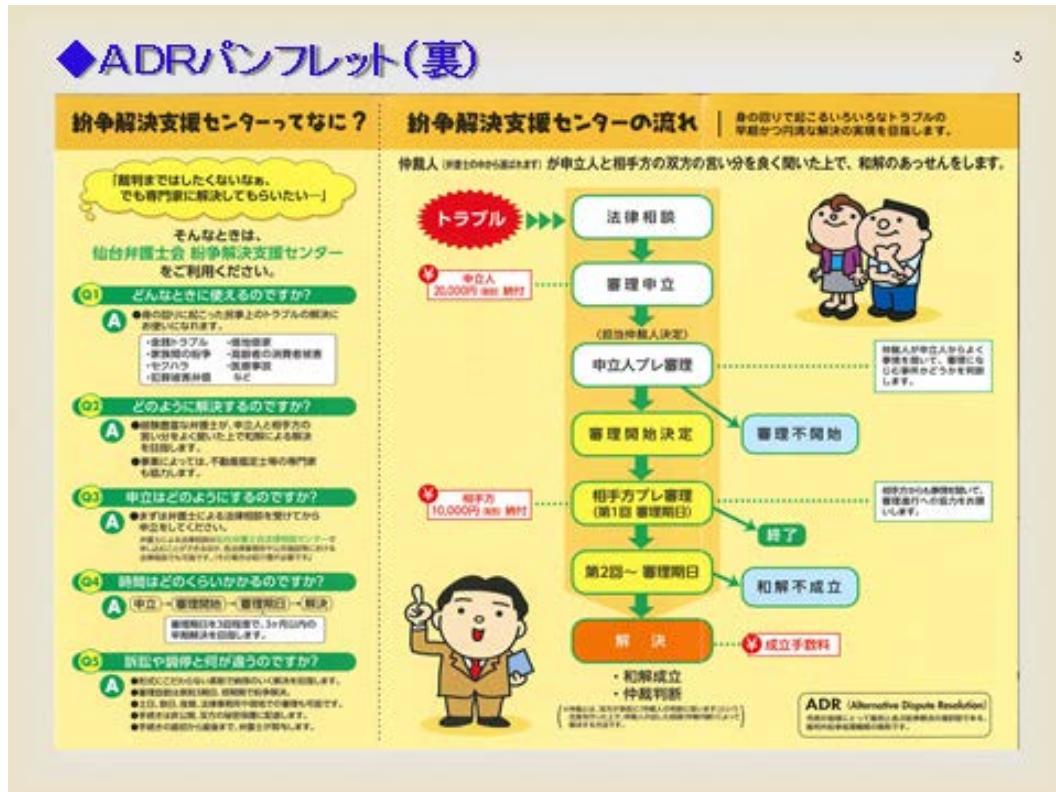
A Alternative D Dispute R Resolution

仙台弁護士会紛争解決支援センターのパンフレットである。三つ折でありコンパクトなものとしている。スライド4は、その外側部分である。

和解あっせん申立てにあたり、申立手数料2万円（消費税別）を受領する。相手方が和解あっせん手続に応諾した場合、相手方からも相手方手数料1万円（消費税別）を受領する。相手方からも手数料を受領するという制度設計は珍しいが、民事紛争の解決には両当事者の協働が必要であるし、また両当事者にとってメリットがあることから相手方手数料制度を導入した。仙台弁護士会紛争解決支援センターの相手方の応諾率（申立件数のうち相手方が応諾した件数の比率）は、全国の弁護士会ADRにおける応諾率と変わらず、相手方手数料の存在が応諾障害とはなっていない。

和解解決時には、解決額に応じて成立手数料を受領する。算定された成立手数料を原則として申立人・相手方で折半して負担するが、この成立手数料の負担割合を合意によって変更することも可能である。

【スライド5】



仙台弁護士会紛争解決支援センターのパンフレットの内側部分である。

簡単なQ&Aと手続きの流れが記載されている。手続きの流れをみると、法律相談前置としており、申立てに先立ち弁護士の法律相談を事前に受けている必要がある。これは和解解決に適さない事件の申立てを防ぐためのスクリーニングを期待したものである。申立てを受け付けると申立人から事情を聞く、申立人プレ審理を行う。代理人を選任せずに、本人申立ての場合、申立書記載事項だけでは紛争の概要・要点を把握することができない場合が多いこと、上記スクリーニングをもう1度行うという意義があることから、設けられた手続きである。申立人プレ審理の結果、事案が和解解決に適さないと判断されれば、ADR手続きを開始しないが、これまで審理不開始としたケースは1件だけであり、ほとんどのケースは手続きが進められている。

審理が開始されれば、相手方に申立書を送付するとともに、ADR手続きへの応諾を求める。応諾した場合、相手方プレ審理を行い、相手方からも個別に事情聴取を行い、以後和解あっせん期日が重ねられる。

その結果、和解が成立すれば和解契約書を作成して手続きを終結させ、和解不成立であればその旨を告げてADR手続きを終結させる。

【スライド6】



【スライド7】

1 法律相談

◆電話相談
H23.3.21～
100件～200件／日
電話回線4→6→8回線へ 夜間も

◆被災地での面接相談

The slide contains text in Japanese. It starts with the number '1' followed by the text '法律相談'. Below this is a horizontal line with a gold-colored flourish. The first section is titled '◆電話相談' and includes the date 'H23.3.21～', the volume '100件～200件／日', and the information '電話回線4→6→8回線へ 夜間も'. The second section is titled '◆被災地での面接相談'.

東日本大震災発生から10日後の平成23年3月21日から、仙台弁護士会では電話（フリーダイヤル）による法律相談を始めた。電話回線は、当初4回線だったものが、8回線まで順次増設された。当初は、午前10時から午後4時までだった相談時間を、夜間にまで拡大した。

また、交通機関の復旧とともに被災地に弁護士が出向き、面接による法律相談も開始した。

【スライド8】



仙台弁護士会館4階での研修の様子である。研修を受けているのは弁護士である。

災害法制は、非常時の法制であり、弁護士にとっても馴染みが薄いものであった。法律相談を開始するにあたり、弁護士も災害法制を勉強する必要があり、急遽研修を実施した。4階会議室が満員となるほど弁護士が参加した。「被災地支援」のための熱気が充満していた。

【スライド9】



電話相談を受け付けている状況である。数人の弁護士が交替で相談対応に当たった。

【スライド10】



被災地自治体に出向いて法律相談を行っている状況である。被災地には弁護士も私服で出向いた。被災者と同一の目線で相談を受けるためには、スーツは不向きであった。

2 見る前に比べ

- ◆H23.3.21委員長メール
- ◆H23.3.28事務局長構想案

①阪神淡路大震災(H7.1.17)のときの経験

—近弁連;罹災都市臨時示談あっせん仲裁センター
H7.4.17開始
3年間で385件

11

法律相談は、当初は災害弔慰金・生活再建支援金等の法制度の単純な説明などで解決するような内容のものが多かったが、時間の経過とともに震災を起因とした民事紛争についての相談が多く寄せられるようになった。震災に起因した紛争の解決は話し合いによる解決が望ましいと考えられた。

紛争解決支援センターでは、震災に起因した民事紛争解決のための「震災ADR」の制度設計等を始めた。平成23年3月21日、斎藤睦男委員長が震災ADR立ち上げを検討すべき旨のメールを発信し、同月28日、当職が事務局長構想案をまとめた。この構想案の下敷きとなったのが、阪神淡路大震災後に近畿弁護士会連合会が立ち上げた「罹災都市臨時示談あっせん仲裁センター」であり、同センターでは、3年間で385件の申立てを受け付けるという実績があった。

②日弁連ADRセンターへ発信

③震災対応

- ◆申立サポート弁護士
- ◆申立手数料・相手方手数料無料化
+ 成立手数料半額化
- ◆仲裁人報酬1/2
- ◆H23.4.20 常議員会承認決議

④予算 2700万円の赤字を覚悟

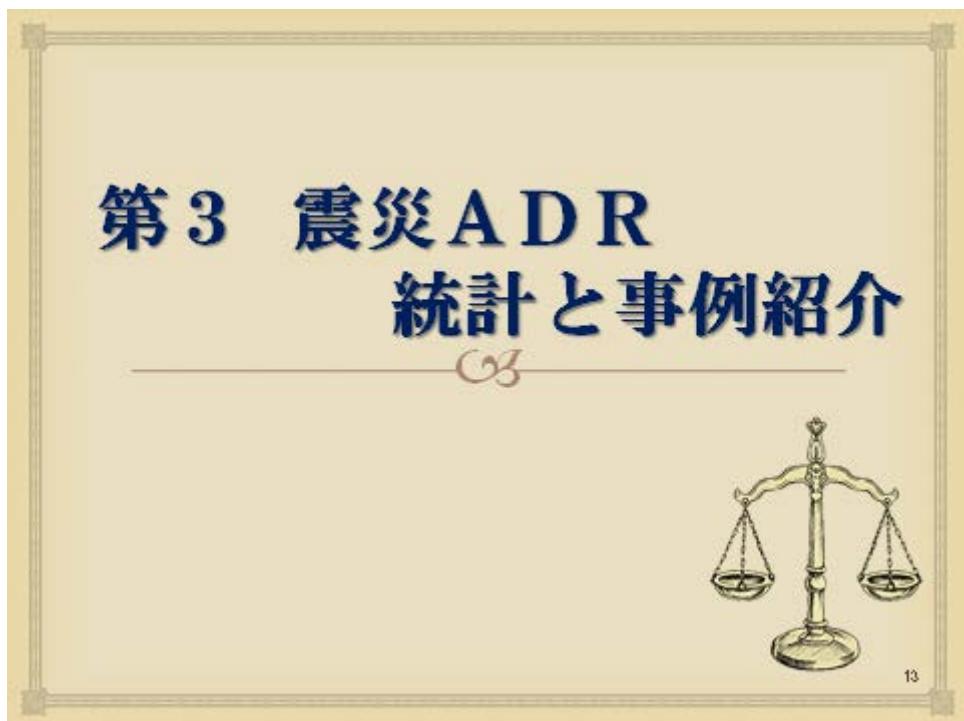
➡H23.5.20臨時総会決議

12

震災ADRは、平成23年4月20日の常議員会で承認され、立ち上げられた。これまで実施してきた一般ADRの特則を定めるという規則の形式とした。一般ADRと異なる点を説明すると、申立手数料・相手方手数料を無料とした。また、成立手数料は約半額とした。被災者の経済的負担をなるべく低廉化するという配慮による。これに合わせて仲裁人に支払う報酬（仲裁人報酬）も一般ADRの半額とした。また、申立サポート弁護士という制度を導入した。申立サポート弁護士については、後述する。

震災ADRの運営には、人件費を除いても1年間で2700万円の赤字が見込まれた。その赤字を補填するための予算は、平成23年5月20日の臨時総会で議決された。震災ADRは、予算の裏付けがないままの見切り発車であった。

【スライド13】

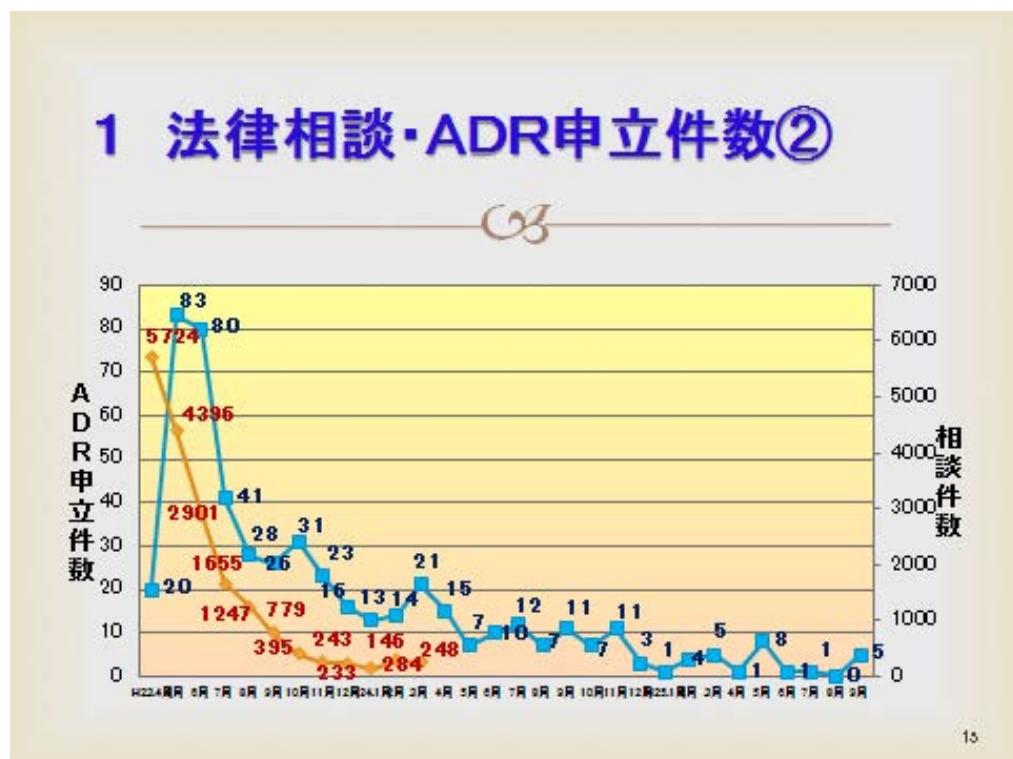


【スライド14】

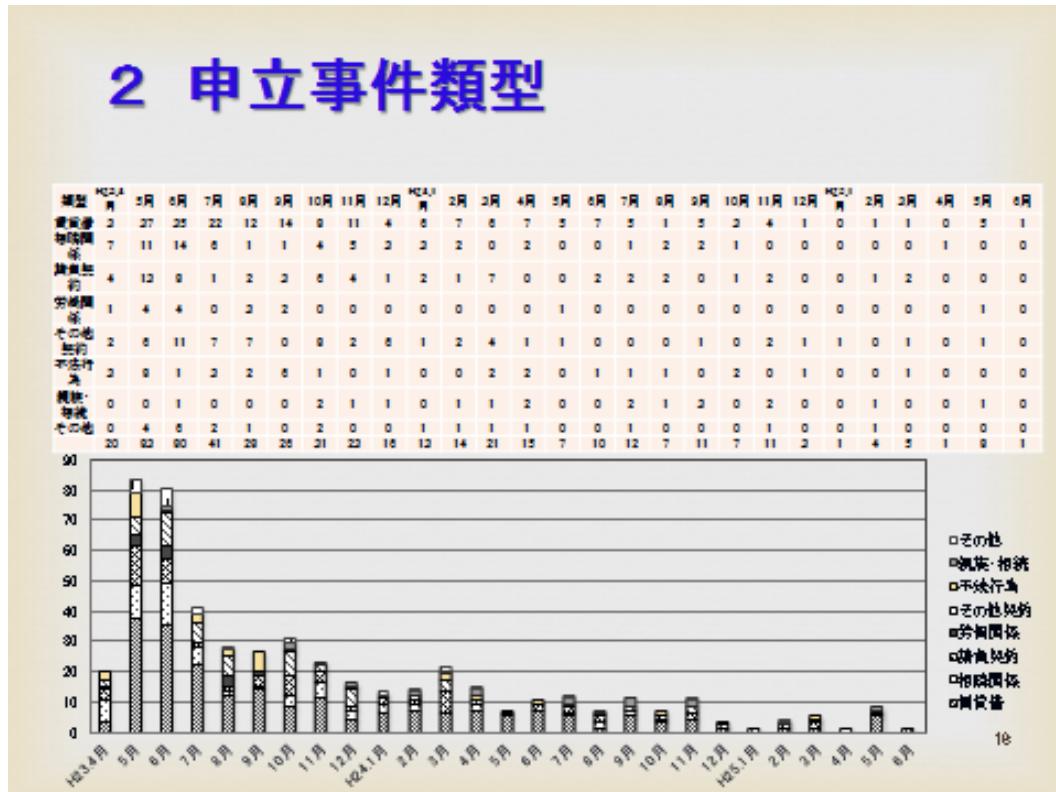


法律相談件数及び震災ADR申立件数の推移である。法律相談は、震災直後が爆発的に多く、以後急激に減少している。震災ADR申立件数は、5月・6月にピークを迎え、以後減少しているが、減少幅は緩やかである。震災から2年以上経っても月に数件の申立てがある。

【スライド15】

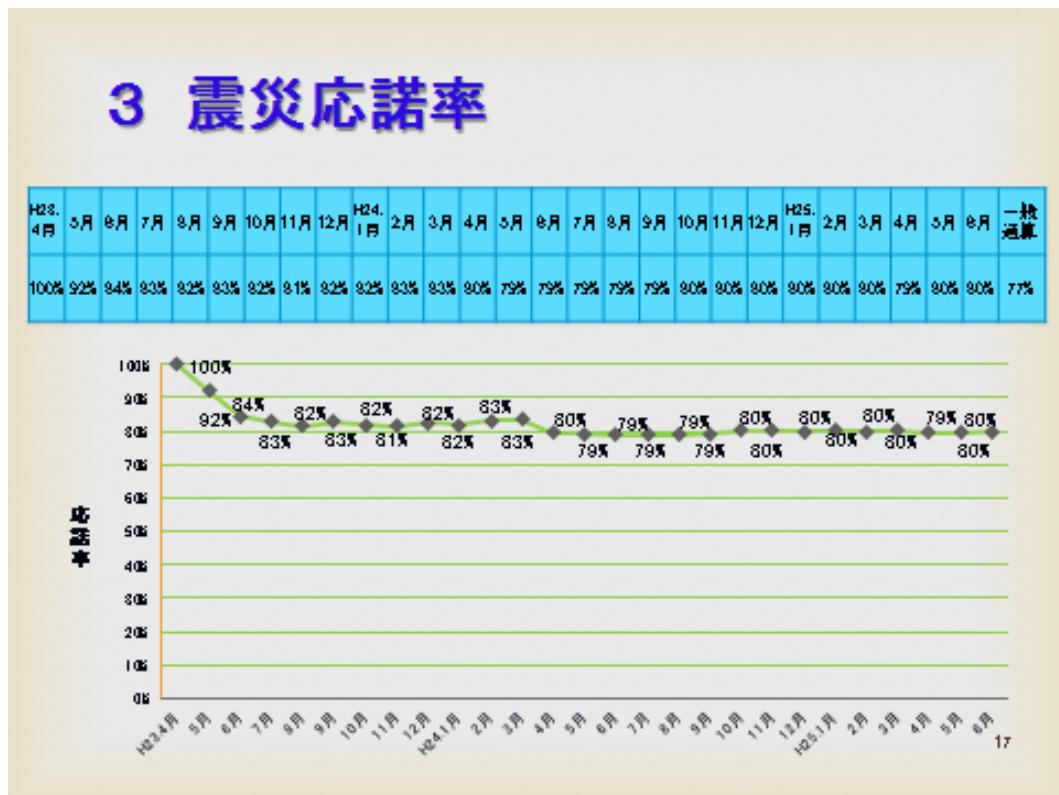


スライド14の表をグラフ化したものである。



申立事件の類型としては、賃貸借契約にかかる紛争が圧倒的に多い。これは近畿弁護士会連合会が設置した「罹災都市臨時示談あっせん仲裁センター」でも同様であった。建物が損壊して危険でありこれ以上貸せないという賃貸人と、まだ住めると主張する賃借人の間の紛争などが典型例である。次いで多いのが、相隣関係紛争であり、ブロック塀が損壊して隣家の駐車中の車両を損壊したとか、断水状態から回復した際に水道を開栓したままであったために、上階から下階に水漏れを発生させてしまったなどの紛争が典型例である。

【スライド17】



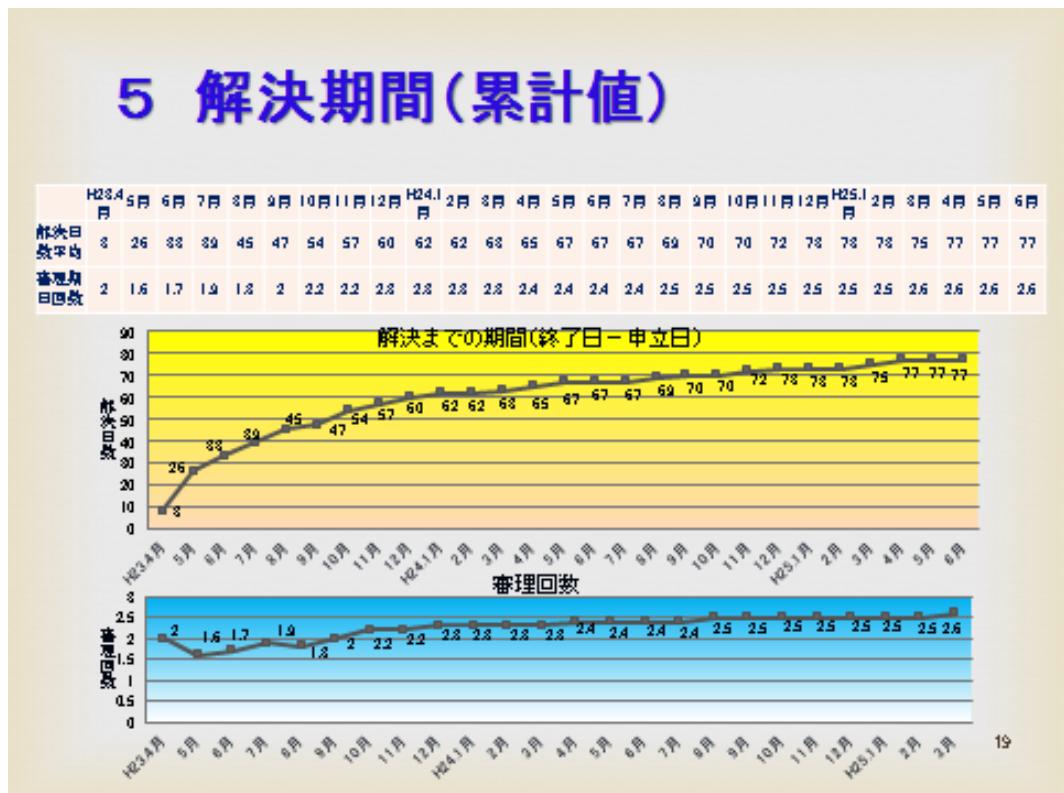
震災ADRの応諾率の累計値である。応諾率は80%である。10件の申立てのうち8件は相手方が和解のテーブルについている。強制力がない制度としては、80%の応諾率は評価されるべきと考えている。

【スライド18】



解決事件数と解決率(応諾した事件のうち和解解決に至った割合)の累計値である。解決率は62%である。申立事件のうち、約半分 (0.8×0.62) は和解解決していることになる。

【スライド19】



震災ADRの解決期間（申立日から和解契約日までの日数）の累計値である。立ち上げ当初は、最短8日という短期間での解決もあったが、77日（2.5ヶ月程度）が解決期間の累計値となっている。民事訴訟と比較すれば、その迅速さは明らかである。

6 解決期間(集計用)

終了日 :第1回期日	終了日 :申立日			
事件番号	審理回数	審理日数	審理日数	解決額
平均	2.6	41.6	76.5	¥1,074,712
最小	1	1	8	¥10,000
最大	10	274	355	¥33,600,000

1回解決58件 和解211件

20

審理期日1回での和解解決も58件認められるなど、震災ADRにおいては当事者の互譲の精神が発揮されたと評価できる。

【スライド21】

7 解決金額

解決件數（累計值）

解決金額	H23.4月～H25.3月												H25.4月～H26.3月												年度 合計		
	10月	11月	12月	H24.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H25.1月	2月	3月	4月	5月	6月						
30万円以下	0	2	17	29	47	53	88	73	90	93	87	91	94	95	95	97	99	99	100	104	105	108	108	107	109	109	325
30万円超100万円以下	1	3	12	18	22	27	31	35	37	38	40	45	49	50	53	53	58	59	60	61	62	63	63	64	65	65	315
100万円超300万円以下	0	0	2	2	4	5	8	8	9	11	12	14	18	17	17	19	19	19	19	20	20	21	21	22	24	25	125
300万円超	0	0	0	0	0	0	1	2	3	3	3	4	4	4	5	8	7	8	9	9	9	10	10	10	11	11	55

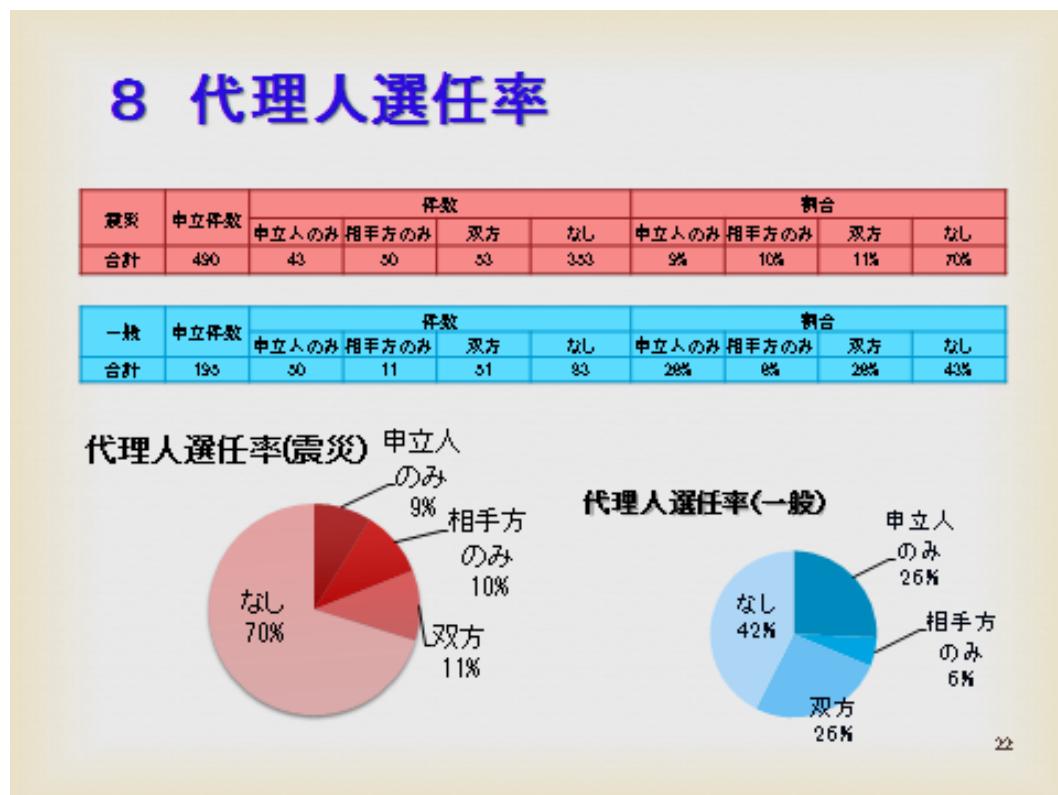
解決金額内訳(年度末累計)



21

解決金額（和解契約を経済的に評価した場合の価額）の52%は30万円未満であり、30万円超100万円以下（31%）と合わせると83%が100万円未満の解決金額となっている。訴訟をするには躊躇するものの、弁護士による適正な和解あっせんを期待し、震災ADRが利用されたとみることができる。

【スライド22】



震災ADR手続きに、申立人あるいは相手方の代理人として弁護士が関与することははあるが、一般ADRと比較しても代理人選任率が低い。申立サポート弁護士制度の導入により申立てのハードルが下がり、申立人に代理人が就任するケースが少なかったものと思われる。

9 期日開催場所

	一般	震災
申立件数	195	499
支部センター開催事件数	0	17(※)
現地開催事件数	7	29
支部・現地開催割合	4%	9%

※)支部会員事務所で開催した事件1件、法テラス利用2件を含む

震災内訳	震災(23)	震災(24)	震災(~25.6)
申立件数	396	93	10
支部センター開催事件数	11	6	0
現地開催事件数	23	6	0
支部・現地開催割合	9%	13%	0%

23

期日開催場所は、仙台弁護士会館だけに限られない。特に震災ADRにおいては被災者のもとに出向いて現地でADR手続きを行うべき事案が多くなるのではないかと予想された。確かに、一般ADRと比較して、現地開催期日割合は多かったものの、現地などに出向き出張してADR手続きを行ったのは、申立件数ベースで9%にとどまった。後述するが、津波被害が大きかった沿岸被災地からの申立てがあまり伸びなかつたことも現地でのADR手続き実施割合がそれほど多くならなかつた要因である。

【スライド24】

* 事例 A

24

事案の概要はスライド25記載のとおりであるが、ポイントとしては経営者及びアルバイト従業員のいずれも死亡しており、当事者は双方とも遺族であったことである。そのため、アルバイト従業員の遺族も、金銭の支払いを表立って求めるではなく、亡くなった子を慰霊するための相当な措置等を求めるという請求内容となっている。

【スライド25】

慰霊措置等請求事件 (津波によるコンビニ従業員死亡事件)

【事 案】

申立人の子は、相手方らの父が経営するコンビニエンスストアで働いていたが、3.11の津波により店内で死亡した。経営者も同じく死亡しているが、申立人としては、経営者がすぐ避難させなかった責任があるとして、経営者の相続人である相手方らに対し、申立人の子を慰霊するための相当な措置等を求めたもの。

25

【スライド26】

【期日回数(日数)】

3回(申立から102日)

【期日開催場所】

法テラス東松島出張所

【代理人の有無】

申立人側 有り

相手方側 有り

(ただし第2回期日から)

28

期日回数(日数)、期日開催場所、代理人の有無は、スライド26のとおりである。

【論点(イシュー)】

- i 安全配慮義務違反の有無
 - ➡ 震災時の状況(死亡に至る経緯)の要件事実ではなく生の事実を探索
- ii 相手方らが慰霊のためにとるべき措置
 - ➡ 相手方も死亡した娘のことを思ってくれる方法を探索

【解決内容】

- ① 謝罪
- ② 見舞金100万円の支払い
- ③ 慰霊祭と命日・時節の供養を行う

27

本件での話し合いの要点は、①安全配慮義務の有無と②相手方らが慰霊のためにとるべき措置についてであった。ただし、①は法的論点というよりは、事実としてどういうことがあったのか、どうして自分の娘は震災によってなくなってしまったのかということの探求が中心であった。②は、娘のことを忘れて欲しくないという思いと裏腹であった。

このような申立人のニーズを踏まえつつ、謝罪条項、見舞金100万円の支払い、慰霊祭及び命日の供養という内容が合意され、和解成立した。

【スライド28】

【解錠師の眼】

要件事実ではなく、<なぜ私の娘はみすみす職場で津波で死ななければならなかったのか>という核心的「事情」に迫ったこと、これが「解錠」の鍵だった。陳述書の作成や事実の解明を両当事者に促したこと、申立人の遺族が、自分の娘の死を包み込むための物語(ナラティブ)を作り出すきっかけが得られたように思う。

◆ …なぜ私の恋人が死んだのかというときに、自然科学は完全に説明ができます。「あれは頭蓋骨の損傷ですね」とかなんとかいって、それで終わりになる。しかし、その人はそんなことではなくて、私の恋人がなぜ私の目の前で死んだのか、それを聞きたいのです。それに対しては物語をつくるより仕方がない。つまり腹におさまるようにどう物語るか。…

河合隼雄ほか「河合隼雄 その多様な世界」岩波書店

家族の突然の事故死等を体験した遺族は、その親族(本件では娘)の死を受容するための物語(ナラティブ)を作り出し、その物語(ナラティブ)に納得していくという過程を経て、日常の安定を取り戻す作業を無意識に行うようと思われる。震災ADRでは、その物語(ナラティブ)を作り出し、納得していく過程のきっかけを提供したものと考えられ、それが和解解決につながったものと思われる。

【スライド29】

* 事例 B

【スライド30】

大規模半壊で危険な状態の賃貸建物の明渡問題を 申立日から8日間で解決した事例 (大規模半壊賃貸建物明渡事件)

【事 案】

申立人は、テナントビルを所有して賃貸していたが、建物の老朽化が進んだため明渡について代理人間での交渉が続いていたところ、東日本大震災により建物は大規模半壊となり応急危険度判定でも「レッド」となった。相手方はなお明渡に応じないが次に大きな余震が来ると建物が崩壊する恐れもあるとして申立人が相手方に対し即時の明渡を求めたもの。

30

事案の概要はスライド30記載のとおりである。ポイントとしては建物が応急危険度判定で「レッド」となったこと、大きな余震が来ると建物が崩壊する恐れがあったが、両当事者の認識は異なっていたことである。

【スライド31】

【期日回数等】 2回(申立から8日)

【解決の力】

- i 時間的な(危険の)切迫
- ii 第1回期日を専門委員(一級建築士)とともに現場で検証
- iii 代理人間交渉経過

【解決内容】

明渡。一定額の解決金の支払い。

31

期日回数等、解決の鍵、解決内容はスライド31のとおりである。

【スライド3 2】

★ポイント★

- 1 代理人間交渉の行詰まりの打開
➡弁護士と建築士の公平で公正な判断力への信頼
- 2 迅速性(仮処分よりも早い)
- 3 現場主義
- 4 専門性(他士業の専門委員)

解決のポイントは、危険の切迫性について、専門家である一級建築士が申立直後に現場に駆けつけ、実際に現場を見た上で判断したことである。そして、専門家であることに加え、そのような専門家の真摯な態度が当事者に信頼され、危険の切迫性について共通認識を得ることができたことが解決のポイントになった。

【スライド3 3】

第4 震災ADR ヒットの要因分析



震災ADRはヒットしたが、まずはその要因の前半部分、①簡易迅速な申立て、②低廉性、③迅速・機動力・現場主義について述べていく。

【スライド34】

“被災者が求めていたことが
すべて弁護士会ADRにあった”

- 1 簡易・迅速な申立
- 2 低廉性
- 3 迅速・機動力・現場主義

34

【スライド35】

1 簡易・迅速な申立

口頭申立
～申立サポート弁護士制度
◆民訴法§271, 民調規§3

→ 口頭提起可能

35

震災ADRでは、簡易・迅速な申立てを可能とするため、申立サポート弁護士制度を導入した。簡易裁判所の事件では、法制度上は口頭申立可能となっているものの、実際は書面による申立てがほとんどであるところ、申立サポート弁護士制度においては、弁護士が申立てをサポートし、口頭申立てを促し、申立障害を下げるなどを企図した。

【スライド36】

◆申立サポート弁護士体制



申立サポート弁護士の実際の執務状況である。1日毎に担当者をADR委員会委員の中から配点して、執務に当たっていただいた。

【スライド37】

◆震災ADRの申込み

申込方法

- ◆ 申込書に両当事者の氏名・住所を記入して
FAX or 郵送 する
- もしくは
- ◆ とりあえず電話する
➡事務局が、氏名・住所を聞き取る

それだけ！

37

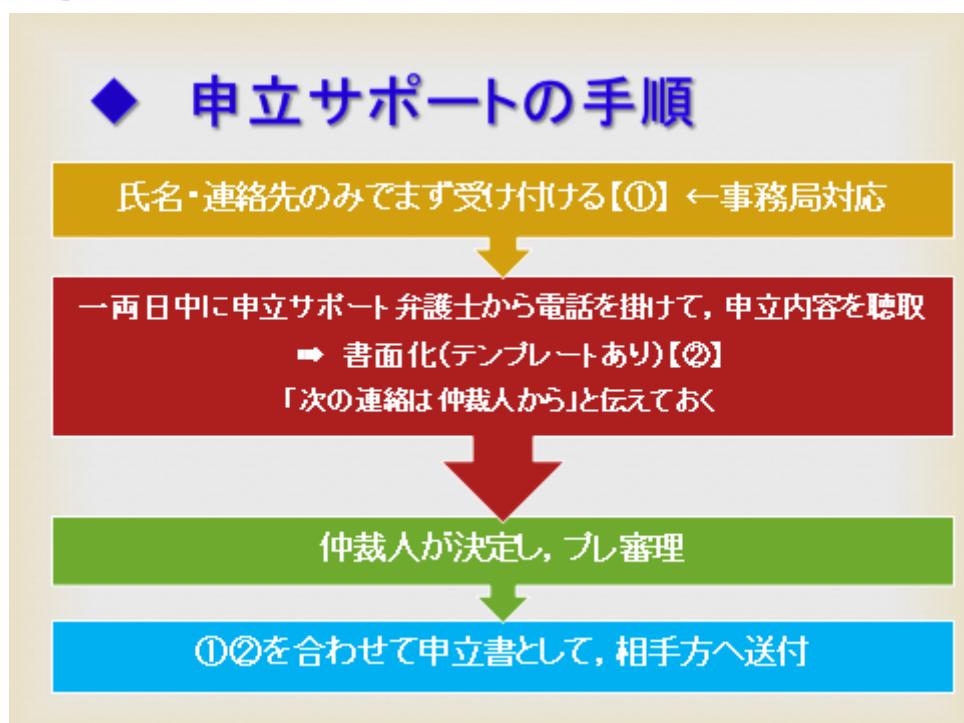
スライド38が震災ADRのチラシであるが、その裏面に申立人及び相手方の住所・氏名・連絡先を記入して、FAXまたは郵送で送付していただければ申立完了である。このようなFAX等も困難であるとか、手元にチラシがないという場合は、申立人及び相手方の住所・氏名・連絡先をADR事務局で電話で聞き取り、チラシ裏面に記載するだけで受付終了とした。

【スライド38】



震災ADRのチラシ兼申込書である。これがA4用紙に両面印刷されている。

【スライド39】



申立サポートの手順であるが、【スライド37】で説明した受付までを事務局で行うと、申立サポート弁護士から申立人に直接電話をして、申立ての趣旨や理由等を聴取する。聴取内容は、申立サポート弁護士において書面にまとめて、申立書と一緒に記録化される。

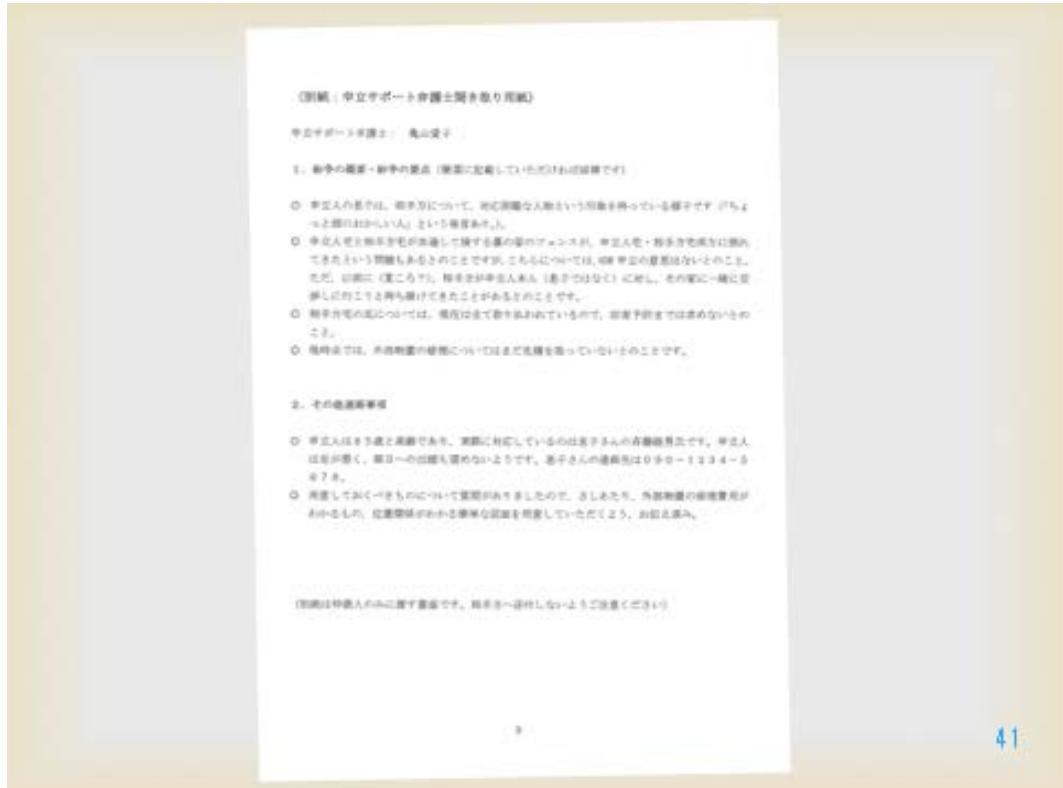
仲裁人が決定すれば、相手方に対して、申込書と申立サポート弁護士がまとめた書面が相手方に送付される。

【スライド40】

無災 ADR 単立書	
(申立てサポート申請書)	
第1 当事者 (必ず当事者にADRの単立審査を依頼ください)	
① オリジン画面等に当事者の記載あり (テラシ裏面等に記載がある場合は開き替る必要なし。他のため正確性を確認する)	
② チラン画面等に当事者の記載なし (1) 申立人 手 申立人 住所 氏名(名称) : 施工業者 法人の場合は代表者名: 職業 (2) 被告方 手 住所 氏名(名称) 法人の場合は代表者名: 職業	
第2 事件名 (過失と認められる事実を列してください)	
被相手側請求および立入訴訟請求事由	
第3 争点の概要 (訴訟に起因するような範囲なものではなし。単立人が別に該当を主張していないだけの状況でも)	
(1) 係る物質的損害の確認費用について、適切な支拂額を求めていた (2) 申立人の健診工事にあたり、被相手側への立ち入りを求めたまつた	
第4 单立人の選択	
1. 被相手は、申立人の他の問題に涉及する者でない。申立人は土地建物とも申立人を通じてある。 2. 本審のとき、被相手が被相手に設置していた前床板が剥れ、申立人の外装物損が発生した。 3. 本審時、被相手宅の瓦がかなり落ちたり、申立人側が被相手にに対し、アスレートを修理するなどの結果子供の頭蓋骨をされたが、被相手自身に被相手を抱んなかったところ、4月2日が最も多く頭蓋骨に瓦に瓦が落し、申立人宅駐車場に停めていた車の車体の屋根およびアシントガラスが破壊した。 4. 申立人が上記棄地の管理費を取ったところ、約3万円であった。申立人の側面が、平成23年6月ころ、費用負担を改めて被相手に前に行ったが、被相手は、不可抗力を理由に返らなかつた。 5. 本審時、被相手宅の外壁タイルが落子したため、被相手との業者に修理をしてもらつたところ、被相手が最初からセッターパックをしていていたため、工事用の金具を組むのが困難である。被相手宅は住人ならぬ私は健診工事はできないと退却された。 6. 以上により、申立人の外装物損および被相手の健診費用について弁護すること。および、申立人の修理のため被相手側に立ち入ることを求める。	

申立サポート弁護士がまとめた書面の一例である。これをテンプレート化しておき、作業を省力化できるようにした。これが申立書と一緒に扱われる。

【スライド41】



この書面も申立サポート弁護士が作成したものである。ただし、この書面は仲裁人だけに伝える情報として、相手方には送付しない。

申立人が話す生の情報は、紛争の原因や背景事情を探る上では有益であるが、これをそのまま相手方に伝えると、相手方の感情を害してしまうなどから解決されるべき紛争も解決できなくなるとか、解決が長期化してしまう場合もある。そこで、申立人の話を聞き取った申立サポート弁護士は、申立書と一緒に部分のほかに仲裁人だけに情報を伝えて、仲裁人には背景事情等も含めて理解してもらう趣旨で、別の書面を作成した。

このような切り分けは、仲裁人からも実情を把握しやすいとして好評であった。



震災ADRヒットの要因として低廉性が挙げられる。ただし、この点は既述（申立手数料・相手方手数料の無料化、成立手数料の半額化）している。



震災ADRヒットの要因として、解決までの迅速さ、機動力、現場主義が挙げられる。【スライド43】は、申立てからわずか8日で解決した事案を河北新報が取り上げた際の記事であるが、申立て直後に仲裁人及び建築士が現場に駆けつけ、その現場において事実と向き合い、専門家が判断した。その解決案を当事者双方が受け入れ解決に至ったものであり、機動力・現場主義が発揮された事案であった。

“被災者が求めていたことが すべて弁護士会ADRにあった”

- 4 弁護士の紛争解決力
- 5 少額事件に対応
- 6 相手方も被災者

～Win Win Resolution

44

震災ADRヒットの要因の後半部分、④弁護士の紛争解決力、⑤少額事件に対応、⑥相手方も被災者という点について述べていく。

- ADRは仲裁人弁護士が対立する2人の依頼者を同時に持つようなもの。
- 弁護士がふだん苦闘している依頼者との信頼関係づくりの中に仲裁の質を高めるエッセンスがある。
- われわれ弁護士の足元にADRの質を高める「宝」が埋まっている。
- 「2. 5人称の視点」の獲得の重要性

45

弁護士の紛争解決力について、詳しく述べていく。

紛争解決支援センターでは、和解あっせんの仲裁人を敢えて「弁護士」が行うことの意義がどこにあるのかを研究した。ADRには強制力がなく、仲裁人弁護士の判断にもまた強制力がない。それでも弁護士を仲裁人とするのは、弁護士が毎日苦闘している依頼者との信頼関係構築等の努力の中に、ADRの質を高めるエッセンスがあるのではないか、ADRの仲裁人は、申立人及び相手方という2人の依頼者を同時に持つのと同じなのではないか、と考えた。

弁護士は実務経験を積み重ねる中で、純粋な第三者（三人称）ではなく、かといって親子・夫婦の間柄のような関係（二人称）でもない、2. 5人称の視点を樹立していく。

2. 5人称の視点で依頼者の信頼と専門家の視点を併せ持ち、仲裁人を努めることは、紛争解決に大いに貢献していると確信する。

言い換え

【リフレイミング】

当事者が語った内容を、意味は変えずに、そのまま反復する。

【パラフレイミング】

当事者が語った内容を、意味は変えずに、仲裁人の理解をこめて別の表現に言い換えて伝える。

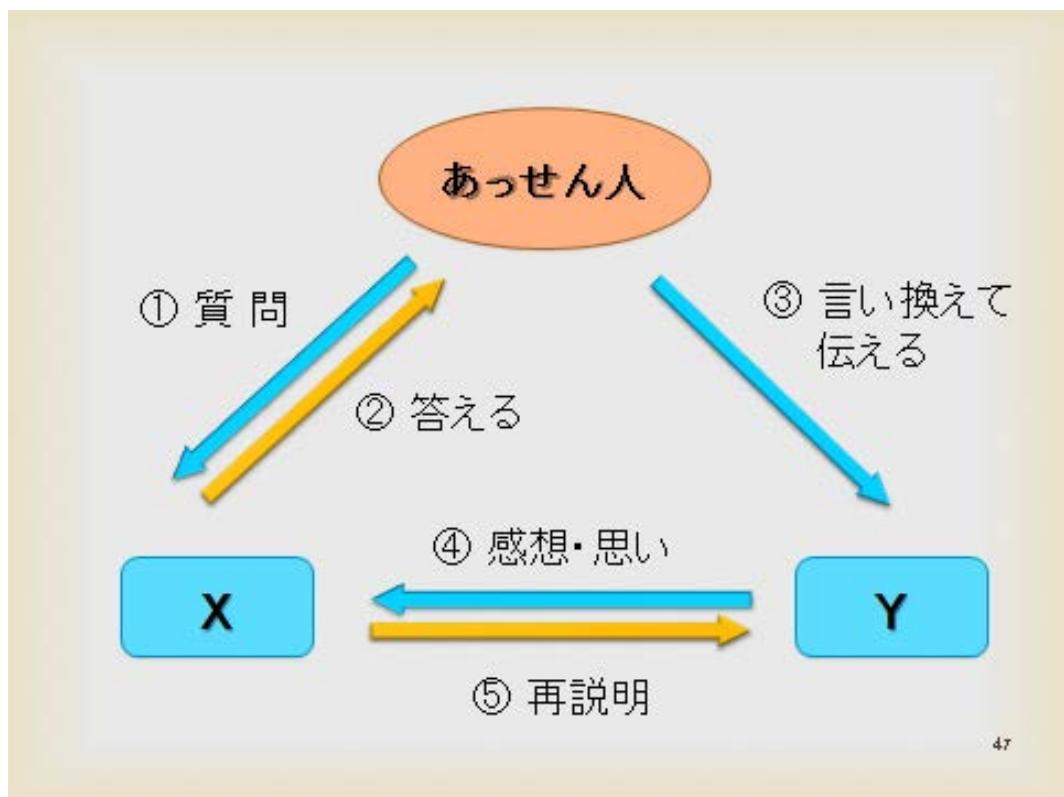
【サマライジング】

当事者の発言のポイントを、仲裁人が要約して伝える。

48

仲裁の技法も重要である。スライドで示したような言い換えの技術は、弁護士が依頼者との信頼関係を構築していく過程の中で自ずと利用されていると思われる。

【スライド47】



仲裁人が言い換えて伝えた言葉は、相手方にも響くとともに、話した本人にも異なった視点を与えて、響く言葉となる。

47

* 例題

「私は妻にも子供にも無視され、白い目で見られ、自分の家にいながら、まるで他人扱いなんです。」

49

「私は妻にも子供にも無視され、白い目で見られ、自分の家にいながら、まるで他人扱いなんです。」と当事者が言った場合、「そうなの」「それでどうしたの」などという対応をしたのでは、当事者は心を閉ざしてしまう。「自宅に居場所がなかったんですね。夫なのに他人扱いなんて大変だったでしょう。」などと仲裁人が返答することで、仲裁人はよく話を聞いてくれたと夫は感じるものと思われる。妻も夫の思いを第三者の表現で考えることができ、間接的ながら意思疎通がはかられる。

言い換えの効果

● あっせん人；

当事者が言いたかったことを、その思いをくみながら客観的に言い換える。

● 発言した当事者；自己対象化

→多少なりとも客観的な視点が持てるようになる。

● 反対当事者；問題の前景化

→相手の発言の意味を客観的に理解するようになる。

言い換えは、事件解決の基礎となる相互理解をもたらす重要なスキル

49

【スライド4 8】で説明したことを多少理論的に述べるとこのようになる。

- ADRのA = Alternative = もう1つの選択肢
「もう1つの選択肢が存在すること」と
「もう1つ選択肢があると意識できること」
は違うこと。
- 人を得ること
「裁判は人に対する不信の制度、ADRは人に対する
信頼の制度」 (故・原後山治先生)
- 仲裁と和解は弁護士の固有業務
「いまの裁判所に欠けているのはリアリティと親切心」
(故・原後山治先生)
「ADRの良さは自由であること。フライングから手法が
生まれる」 (二弁・山崎司平先生) **

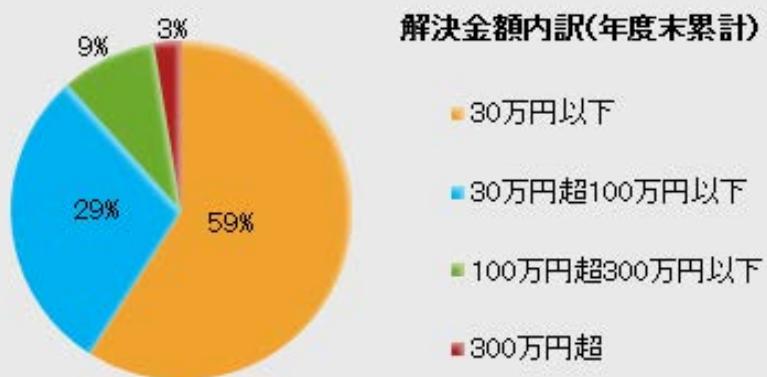
弁護士会ADRを牽引してきた先人の名言である。

特に要件事実論（立証責任論）が支配する民事訴訟は、誰が判断しても均一・等質な判断がなされるための技術である。裏を返せば、人を信用せず、頑強な制度を構築しているとみることもできる。一方、ADRは人に対する信用がなければ始まらない。仲裁人が異なり、また当事者が異なれば、同じような事実関係であっても解決結果が異なることがあり得る。そして、どのような解決にも優劣はない。仲裁人が当事者を信用してこそ手続きが進行し、仲裁人が信用されてこそ和解が成立する。

「ADRは面白い」というのも先人の名言であった。

5 少額事件の対応

◆解決時の価格



震災ADRヒットの要因として、少額事件を解決に導いてきたことがあげられる。少額事件であっても適正妥当な紛争解決が望まれるところ、費用対効果を考えた場合に少額事件を弁護士委任することは難しい。このような少額事件であっても、弁護士が仲裁人となって紛争解決を行うということは、適正さの担保となったと思われる。解決金額30万円以下の事件が59%と過半数を超え、100万円以下の事件が81%を占めた。



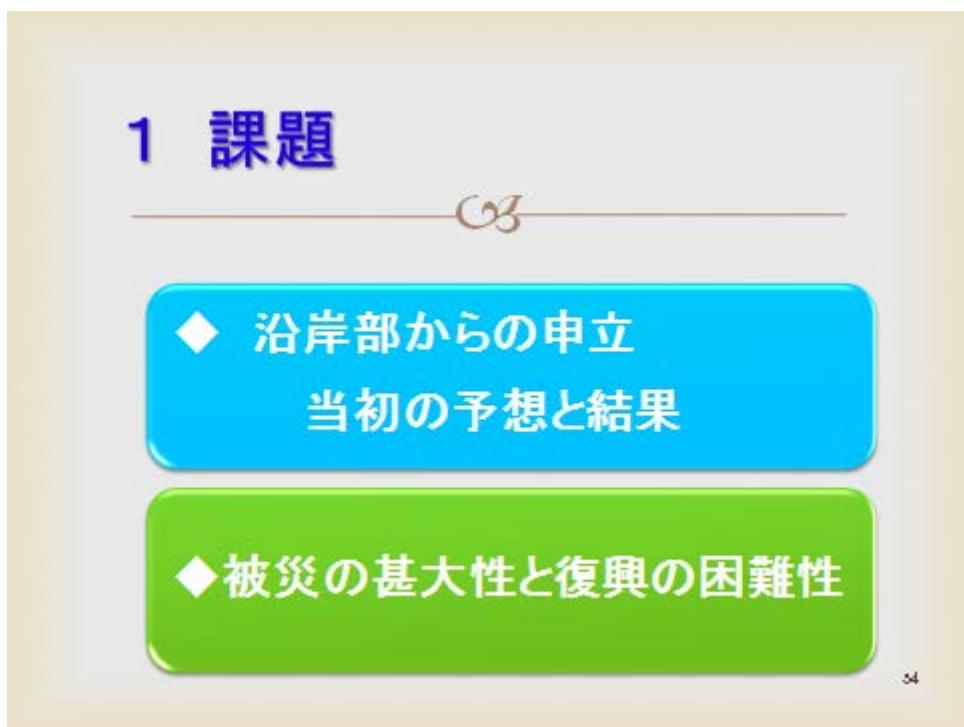
震災ADRヒットの要因として、相手方も被災者である事案がほとんどであって、和解解決に必須の当事者の互譲の精神があつたことがあげられる。

このことは第1回期日で和解成立した事案が多かったことにも通ずるものと考えられる。

【スライド5 3】



【スライド5 4】



震災ADRの課題を検証していく。

沿岸部からの申立てが予想よりも少なかった。この点については理由・原因を分析していく必要がある。被害が甚大に過ぎて紛争の顕在化まで期間を要するのではないか、沿岸部の土地柄として表立って騒ぎを起こしたくないという点があるのではないか、など仮説はあるが、よく分からぬというのが実情である。

2 押し寄せる申立(事務局体制)

(1) それまで

H18.4発足 年間件数 81件～118件

仙台	H18	19	5	15	5	7	9	8	7	4	9	11	8	107
	H19	15	10	8	16	8	4	10	6	3	5	3	13	101
	H20	9	12	4	12	11	10	9	9	15	8	6	13	118
	H21	10	9	9	12	2	12	10	7	11	4	8	11	105
	H22	9	4	8	5	8	2	5	9	5	6	12	8	81

55

震災ADRの事務局体制は大きな課題であった。

平成18年4月のADR立ち上げ以来、年間81件～118件の申立てを受け付けてきた。

【スライド56】



ADRの事務局職員は1名であった。震災ADR立ち上げにあたり事務局の増員はしなかった。それが震災ADR立ち上げ当初の「地獄」につながった。

(2) H23年4月・5月・6月

◆震災ADR 合計183件

◆通常ADR 合計 22件

事務局 1人→2人→3人→4人

月別申立件数について

【震災】平成24年3月末現在

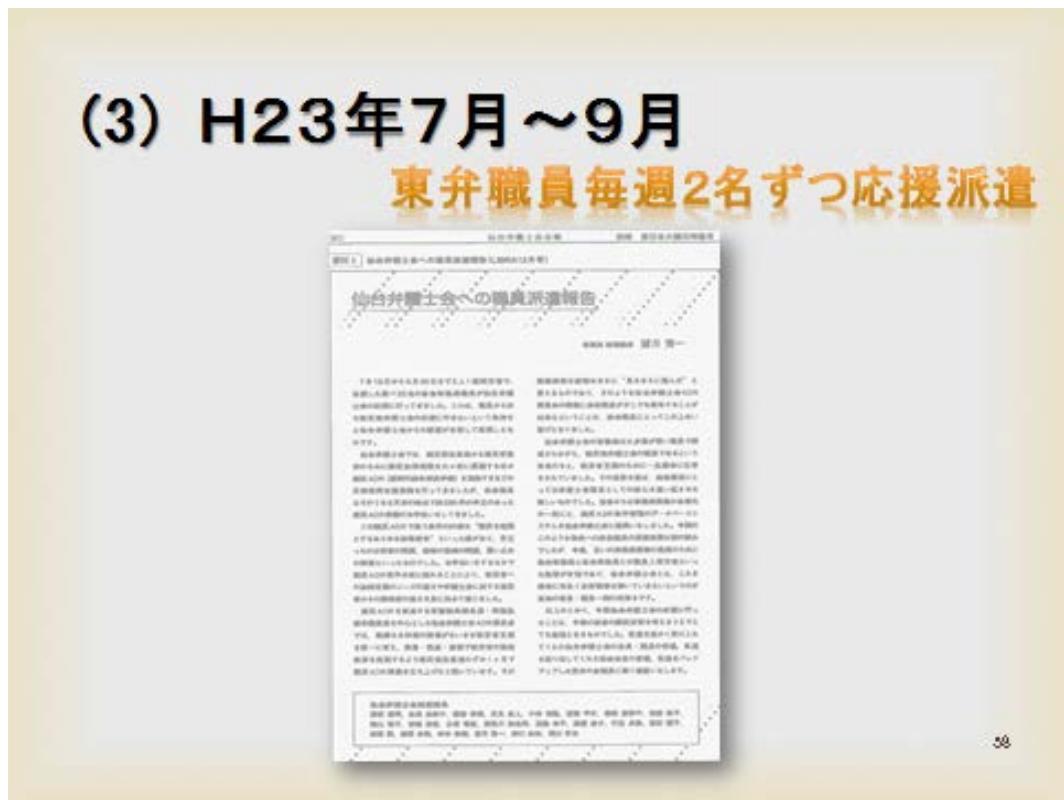
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
20	83	80	41	28	26	31	23	16	13	14	21	396

57

平成23年4月から6月までの3か月で震災ADR 183件、一般ADRも22件、合計で205件もの申立てを受け付けた。3か月で2年分の申立てを受け付けたこととなる。

事務局職員は、電話対応、申立受付処理、事件期日対応等に忙殺され、早朝から深夜までの残業を強いられた結果となってしまった。ADR事務局職員を1名から順次増員し4名まで増やしたが、ADR経験のない職員ばかりであり、従前からのADR事務局職員には加重な負担をかける結果となった。

【スライド58】



平成23年7月から9月にかけては、東京弁護士会から被災地支援として職員を1週間交替で2名ずつ派遣していただいた。この職員派遣は多いに助かった。お金の支援も大事であるが、マンパワーの支援のありがたみを痛感した。

(4) 事件対応

◆仲裁人増員 70名 + 50名
→ 120名体制

◆期日開催場所

- ◇会館の会議室、相談室、法律事務所
ただし、沿岸部からの申立は予想外に少数
※ 法テラスの臨時出張所もADR開催場所に
できる運用であったが、実際の開催は3件
に留まった

◇現場主義

仲裁人候補者は、当初70名であったが、急遽50名の仲裁人候補者を追加選任した。また、基本的には仙台弁護士会館を期日開催場所としたが、申立件数が多く会館会議室が埋まってしまうということも多くなった。迅速な解決のために仲裁人の法律事務所を期日開催場所としたり、仲裁人が現場に出向いての期日開催も多くなった。法テラスの臨時出張所も震災ADR開催場所にできる運用であったが、実際の開催は3件に留まった。

3 財政問題

赤字覚悟で開始➡結局赤字

- ・ H23 11,061,918円
 - ・ H24 8,098,259円
 - ・ H25 2,317,883円
- (※人件費、会場費を除く直接経費のみ)

日本司法支援センター等による直接的な財政援助等が期待される

80

財政問題は課題として大きい。赤字を覚悟して震災ADRをスタートさせたが、結果としても赤字であった。事務局人件費や会場費などの間接経費を除く直接経費だけでも赤字額は、平成23年度1106万1918円、平成24年度809万8259円、平成25年度231万7883円と膨大な金額になった。

仙台弁護士会にいただいたい義援金や日弁連からの補助金を赤字補填に充てたが、震災ADR事業は公益にかなうものであり、日本司法支援センター(法テラス)による運営経費の財政支援を可能とするような総合法律支援法の改正等が検討されなければならないと考える。

【スライド6 1】



【スライド6 2】

A slide with a decorative gold border. The main heading '1 震災のとき弁護士会にADRが既に存在していることが震災対策になる' is in large blue serif font. Below it is a small decorative flourish. The content is organized into three numbered points: (1)震災ADR立ち上げの容易性 阪神淡路大震災のときとの比較, (2)法律相談とADRは弁護士会の大災害対応策の車の両輪, (3)バックアップ体制. In the bottom right corner of the slide area, there is a small number '62'.

被災地法曹の役割を見ていく。

弁護士会ADRが既に存在していることが、すなわち震災対策になる。ADRを実施していない弁護士会が、震災発生を契機として震災ADRを即座に立ち上げることはほぼ不可能である。震災時の法律相談と震災ADRは車の両輪という関係にあることから、平時にADRを運営しておくことが重要である。

2 ただ存在しているだけでは..... ADRのスピリットが大事

(1) ADRは制度でなく運動である。

- ◆ 見る前に跳んで、走りながら考える。
制度や理論やお金は後からついてくる。

88

そして、ADRはただ存在しているだけでは効果半分であり、ADRのスピリットこそが大事である。ADRは強制力を伴わない。それでもADRに紛争解決を求める当事者があれば、それを何とか解決してあげようというスピリットこそが、ADRの運営を支えていく。「ADRは制度でなく運動である」という精神の体現が必要である。

(2) 自由であることと リアリティの追求

◆ 想像＝創造していく。

フライングでADRの
新しい方法が生まれる

◆ 当事者と同じ風景を見る。

当事者と一緒に悩む
現場に解決の鍵がある

64

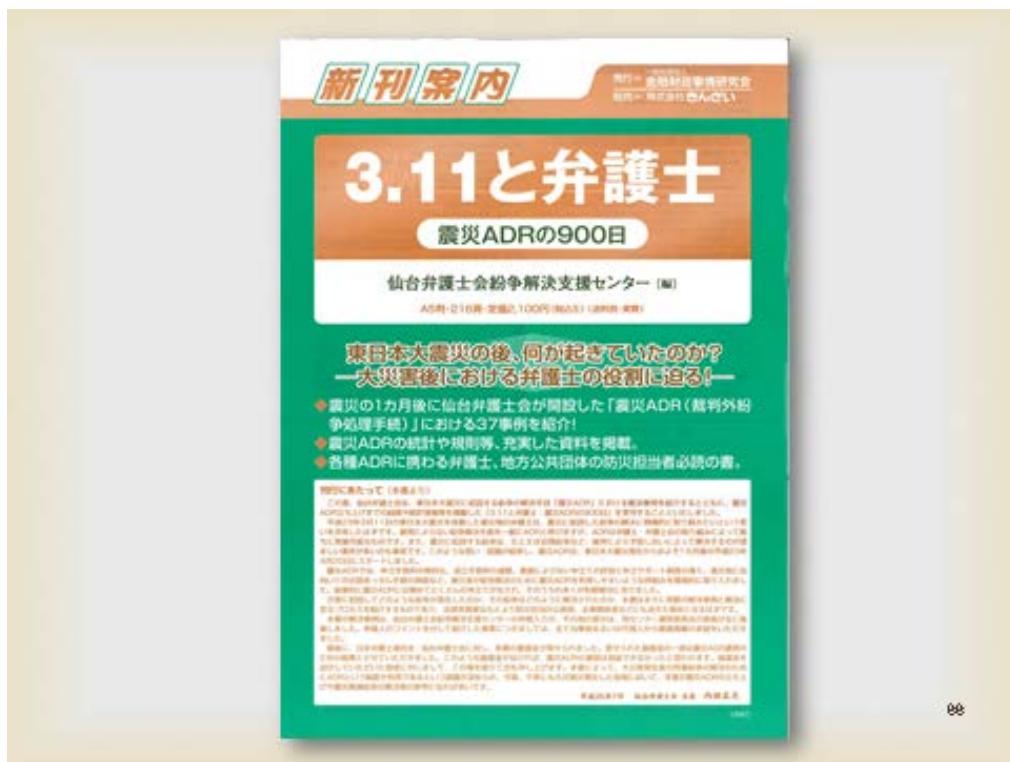
ADRは自由である。自由であるからこそ、想像＝創造から新たな方法が生まれる。ADRではリアリティを追及し、当事者と同じ風景を見るように努めることが必要となる。

被災地法曹としては、ADRのスピリットを存分に發揮することにより、当事者の納得のいく紛争解決をはかることができる。

【スライド65】



【スライド66】



震災ADRの経験を踏まえて、仙台弁護士会紛争解決支援センターでは「3.11と弁護士 震災ADRの900日」(きんざい)を出版した。こちらも是非ご一読いただきたい。

宮城県司法書士会 草野司法書士

○ 宮城県司法書士会副課長の草野です。今、復旧・復興の遅れは登記の遅れが原因ではないかと指摘されています。その点を踏まえて、これまでの被災地の司法書士の活動と今後の課題をお話します。

宮城県司法書士会総合相談センターは、平成21年9月に大崎、平成22年5月石巻、同年9月仙南にそれぞれ事務所を設け、週1～2回の相談を受け付けてきました。震災後、日本書士会連合会震災復興事業として、気仙沼、南三陸、山元の3か所を増設しました。今年4月25日、女川に新規に事務所を増設しています。

相談件数の推移についてご説明します。震災前の22年度は合計約3,300以上で全国でも多い方でした。平成23年度は約1.5倍、4,890件。震災直後に相談が増えています。平成24年度は若干減っていますが、平成22年度に比べれば増えています。平成25年度は5,180件です。これは相続登記の相談が増えています。書士への相談は相続がらみの相談が多い状況です。

相談内容は、平成23年3月から夏頃までは、法的な情報提供が主との印象です。相談の大半は権利証を流失した場合の説明であり、登記済証がなくとも登記はできるのですが、この点が分からず不安に思っている人が多かったのです。6月過ぎから相談内容が変化しました。そのころより、津波被害に遭い行方不明になった人の死亡届をするのに診断書を必要としなくなり、このころから相続登記が増えたこともあります。相続登記の相談が増えてきました。事例としてはほとんどありませんでしたが、同時死亡などは判断を誤ると相続の範囲が異なってしまうので、死亡の簡易受理がなされるまで悩みがありました。手続的に助かったのは放棄の申述の熟慮期間の延長であり、特段の申し出がなくとも延長され助かりました。

平成23年秋頃からまた相談の内容が変化しました。移転促進事業に基づく土地買い上げの相談が増え、買取りの前提としての相続登記、休眠担保権の抹消の相談が多くなりました。難しいと思ったのは宅地のみの買取りであり、周辺地目は買取り対象ではなく、虫くい的に買い取ることから、その後の一体利用に大きな問題を感じないかと思いました。また、休眠担保権の抹消は不動産登記法第70条3項に基づく所在の知れない場合には簡単にできる手続きがあるのですが、相続人一人でもいれば制度は使えず、結局、訴訟なしし実印の印鑑証明・承諾書が必要となり取得が困難です。所有権に関する問題なので安易にできることではないと思いますが、多数決論理で買取りできるような制度改正を望みます。

ところで、このような登記相談、登記手続きの代理には、法テラスに援助の枠組みがありません。法テラスの支援がなじむかは問題があるが、これが無いことが、事業が進まない一原因もある。

自死の問題対策もある。相続を扱う司法書士にとって、案件の2～3%は、自死が絡んでおり、司法書士としては取組まなければならない問題と認識しています。総合的支援が自死遺族支援にもつながる方策を検討することを強く希望します。

- 総合法律相談センターは全部無料で相談を受けているとのことだが、全国の書士会からの特別会費の支給がなくなると、震災対応のための新しい事務所の維持費用は赤字になる可能性があるのでしょうか。
- そのとおりです。ただし、登記事務をやっていると地元自治体・住民との信頼関係が生まれ、その土地に自分の事務所を開く者も出てくることが期待されます。連合会の司法過疎の支援を利用してもらうなどして、相談センターだった事務所を個人事務所として継続することが可能であればそれを支援したいと考えています。
- 平成27年3月に震災特例法が失効しますが、宮城県司法書士会としては、その延長の必要についてどのように考えていますか。また、今後起ころるかもしれない災害に備えて、何らかの法的支援に関する制度の是非についてはどうのように考えていますか。
- 会としての方針が固まったとは承知していません。したがって私見になりますが、震災特例法は延長されるべきと考えています。地域にもよりますが、司法書士が法テラスの出張所において担当している業務は、国民生活センターの専門家派遣事業、現在各自治体の専門家派遣事業であり、法テラスの直接の法律相談援助事業ではありません。しかし、震災特例法が延長されず、結果、被災地出張所が閉鎖されるようなことになれば、沿岸地域の被災者の相談拠点が失われてしまいます。特に、南三陸などは、仙台からでも1日がかりでないと行けないようなところで、被災地出張所があること自体が被災地の方々にとってよいことです。我々は出張所の一利用者（場所を借りている）であるが、拠点はあった方がよいとの考えです。

また、今後起ころるかもしれない災害に備えた法的支援に関する制度については、登記相談における費用面での支援制度があればいいと考えます。司法書士も支援に手を貸すことがしやすくなりますし、相談者も気軽に来やすいはずです。

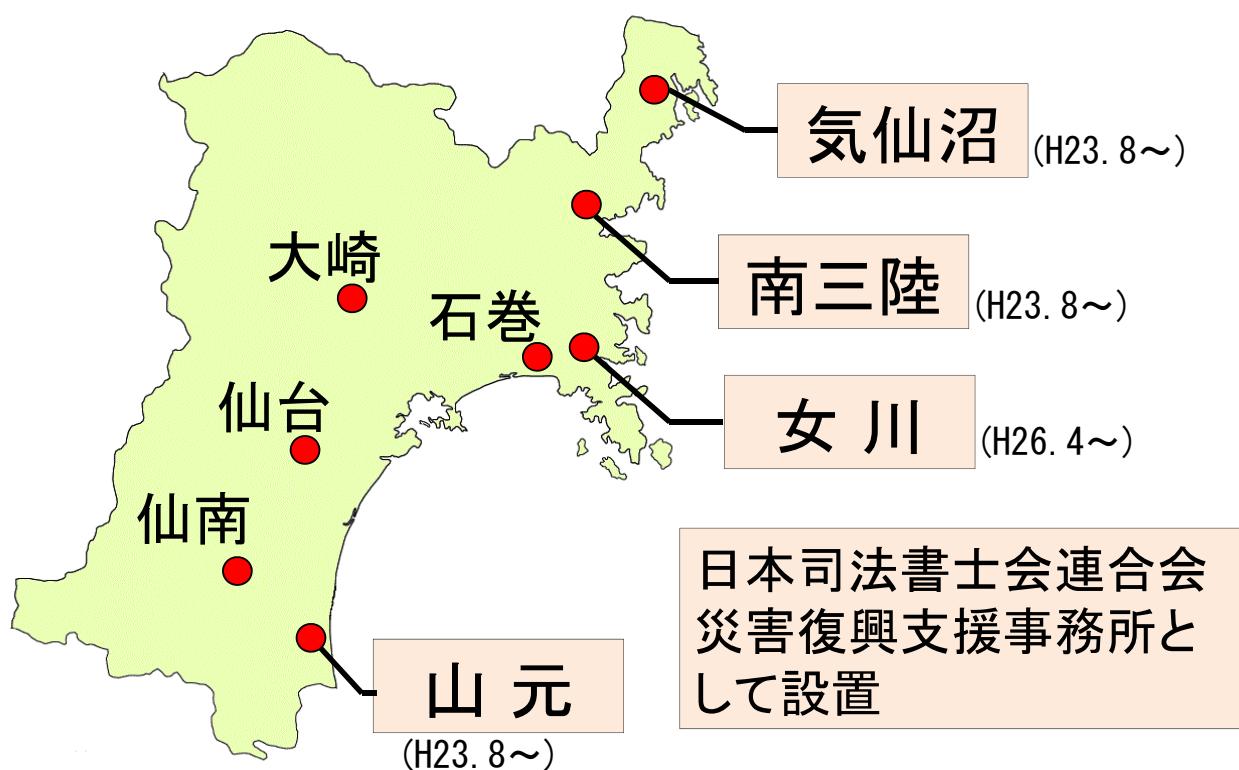
被災者者の不安を解消するのは国を背景に持つ法テラスの力は絶大だと思います。被災者の法的問題については、弁護士と他の士業が合わせることによりカバーできるので、大災害の前にあらかじめ制度が準備されていればよかったです。

宮城県司法書士会における震災後の活動と今後の課題

宮城県司法書士会
副会長 草野哲也

1

宮城県司法書士会 総合相談センター



相談件数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
面接相談	980	2,296	1,526	1,926
電話相談	2,343	2,598	2,903	3,254
計	3,323	4,894	4,429	5,180

震災後は電話相談を午後8時まで延長

相談内容の変化

平成23年3月～夏頃

登記済証の流失に関する相談が大半

平成23年6月頃～

相続関係の相談が増加し始める

- ・相続登記（行方不明者・同時死亡・相続人の範囲）
- ・相続放棄の申述

（特例法による熟慮期間延長～平成23年11月30日）

平成23年秋頃～

防災集団移転促進事業による土地の買取

土地の買取の前提としての相続登記・休眠担保権抹消登記

行政との連携

用地取得に関する勉強会

(山元町・石巻市・気仙沼市・東松島市・女川町・名取市)

石巻市被災者生活再建相談会の受託

相続人調査業務の受託

(宮城県仙台・気仙沼・東部土木事務所)

今後の課題

被災土地の買取の前提手続に
要する労力・費用と買取価格

自死問題対策

(自死予防・自死遺族支援)